



長柄町マスコットキャラクター
ながらん



第2期長柄町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

みんなで育てる 笑顔が輝く ながらの子どもたち

令和2年3月

長柄町



はじめに

本町では、町民が未来に希望を持ち、安心して子どもを産み育てることのできるまちを目指し、「みんなで育てる 笑顔が輝く ながらの子どもたち」を基本理念とした「長柄町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、地域が一体となって子どもたちを支援する体制の整備に努めてまいりました。

この間、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や働き方改革等に伴い、生活様式の一層の多様化が見込まれており、子育てに関する保護者の不安や負担はますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、本町では、これまでの施策を継承しつつ、更なる子育て支援を総合的に推進するため、令和2年度からの5年間を計画期間とする、「第2期長柄町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念に基づき、「笑顔が輝く」ながらの子どもたちをみんなで育てていく体制づくりに努めるとともに、本町に住むすべての人が、「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える町、「ふるさと」として愛着を持つことのできる誇れる町に、皆様と力を合わせ、取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、子育て支援に関するニーズ調査において貴重なご意見をお寄せくださいました保護者の皆様をはじめ、ご尽力いただきました「長柄町子ども・子育て審議会」の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

長柄町長 清田 勝利

目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画の背景.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	3
4	計画の策定体制.....	3
5	計画の対象.....	4
第2章	子ども・子育てをめぐる本町の現状.....	5
1	人口と世帯の状況.....	5
2	婚姻・出産等の状況.....	9
3	就業の状況.....	12
4	教育・保育事業の状況.....	14
5	アンケート調査結果の概要.....	16
6	本町の現状からみる課題.....	30
第3章	計画の基本的な考え方.....	32
1	計画の基本理念.....	32
2	計画の基本目標.....	33
3	施策体系.....	34
第4章	子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	35
1	子ども・子育て支援新制度の概要.....	35
2	教育・保育提供区域.....	36
3	児童数の見込み.....	37
4	教育・保育の見込量と確保方策.....	38
5	地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	42
6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	53
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	53
第5章	分野別施策の推進.....	54
1	地域における子育ての支援.....	54
2	親子の健康の確保及び増進.....	58
3	子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備.....	61
4	安全で安心な子育て環境の整備.....	65
5	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	67

第6章	計画の推進	70
1	計画の推進体制	70
2	計画の進行管理	70
資料編		71
1	長柄町子ども・子育て審議会条例	71
2	長柄町子ども・子育て審議会委員名簿	73
3	計画策定の経過	74
4	町民の声（アンケート調査）	75

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

我が国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行しています。平成30年の合計特殊出生率は1.42となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化へ対処するための「少子化社会対策基本法」や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「長柄町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本町では第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期長柄町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

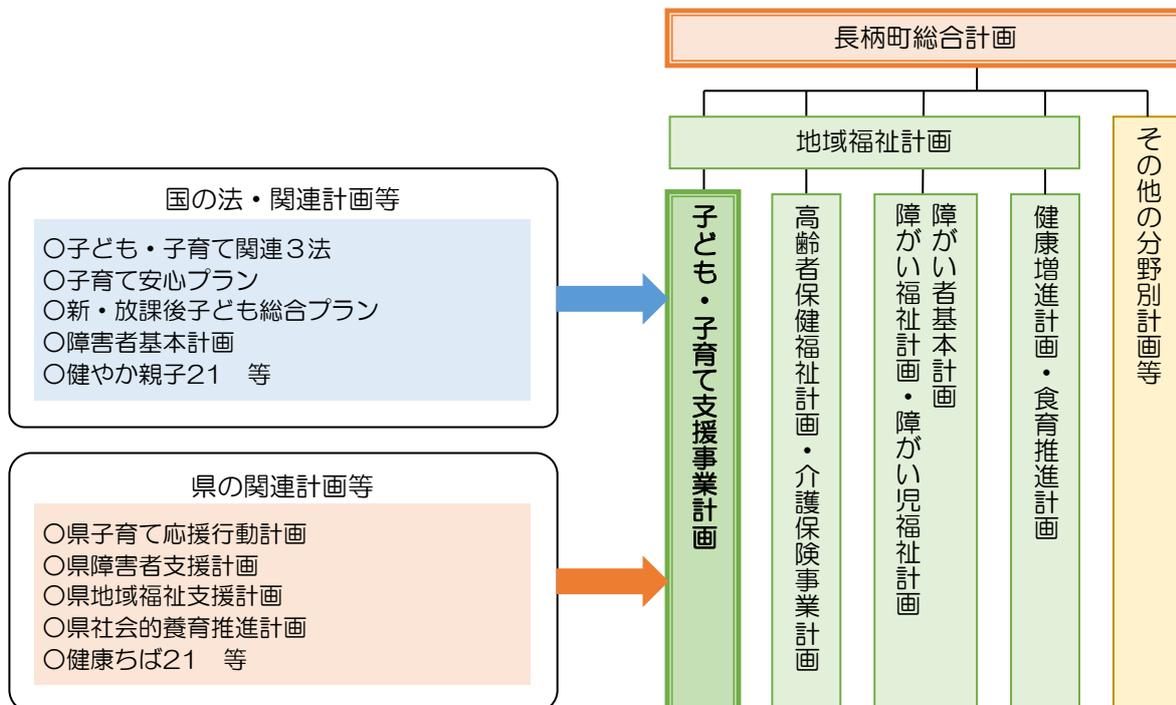
次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和7年3月まで10年間延長されています。

本町では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置付けます。

(3) 本町の関連計画に配慮した計画

本計画は、子ども・子育て支援に一体的に取り組むため、「長柄町総合計画」を上位計画として、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

■関連計画等との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、町民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 長柄町子ども・子育て審議会

本計画の策定にあたって、専門家の意見や町民の幅広い意見等を反映させるため、教育・保育などの関係者等で組織する「長柄町子ども・子育て審議会」を開催し、計画内容について審議しました。

(2) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、町内の未就学児童の保護者、小学生の保護者に対して、平成31年1月22日から平成31年2月8日にアンケート調査を実施しました。

5 計画の対象

本計画は、町のすべての子ども及び子育て家庭、また町の子ども・子育て支援に関わるすべての個人と団体を対象としています。

なお、「子ども・子育て支援法」や「児童福祉法」、「学校教育法」では、“子ども”について下表のように定義しており、本計画では各事業の内容・主旨等に応じて用いることとします。

■各法律における子どもの定義

法律	定義
子ども・子育て支援法 (第6条)	子ども：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 小学校就学前子ども：子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
児童福祉法 (第4条)	児童：満18歳に満たない者 乳児：満1歳に満たない者 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 少年：小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者 放課後児童健全育成事業の対象：小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの（第6条の3の2）
学校教育法 (第17条)	学齢児童（義務教育の期間の子ども） ・満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで（ただし、子が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり）までの子 ・小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの子

第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

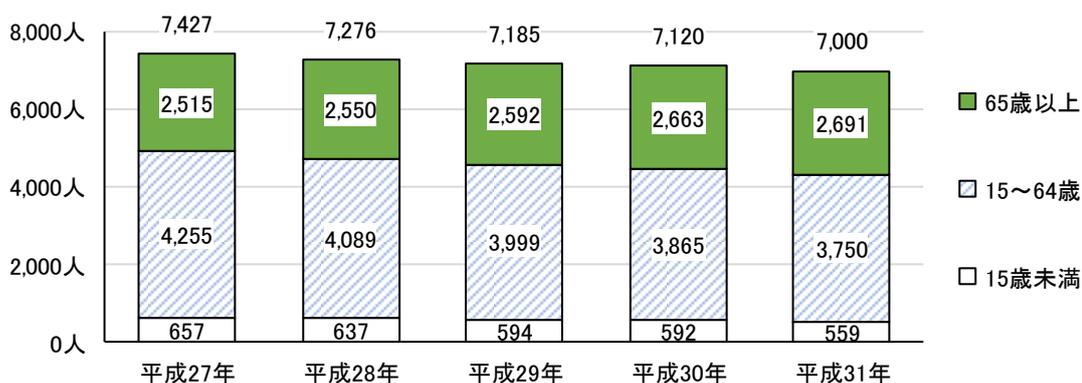
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

総人口は、平成31年4月1日現在で7,000人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、年々減少し、5年間で427人の減少となっています。

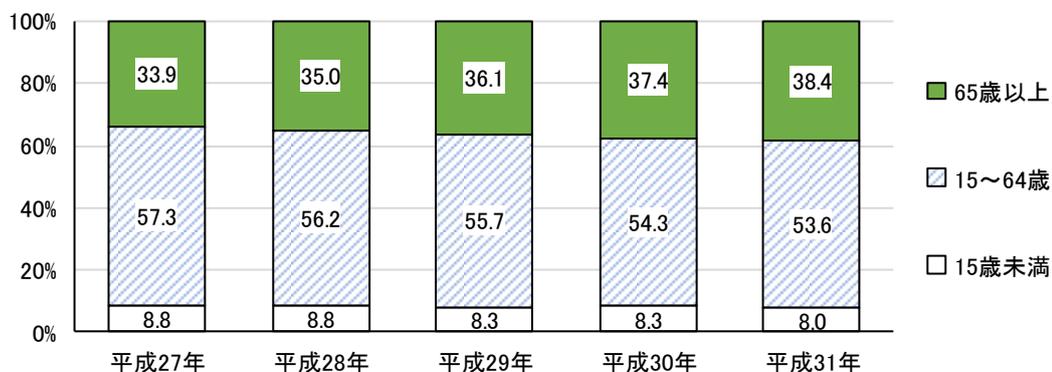
年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口が年々増加し、平成31年の人口構成比は38.4%となっています。一方、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口は年々減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移

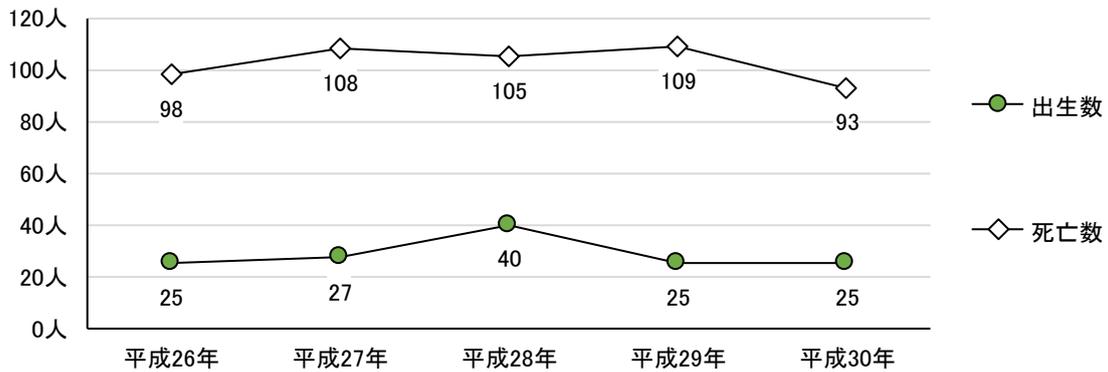


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を大きく上回っており、自然減の状態にあります。

■出生数及び死亡数の推移



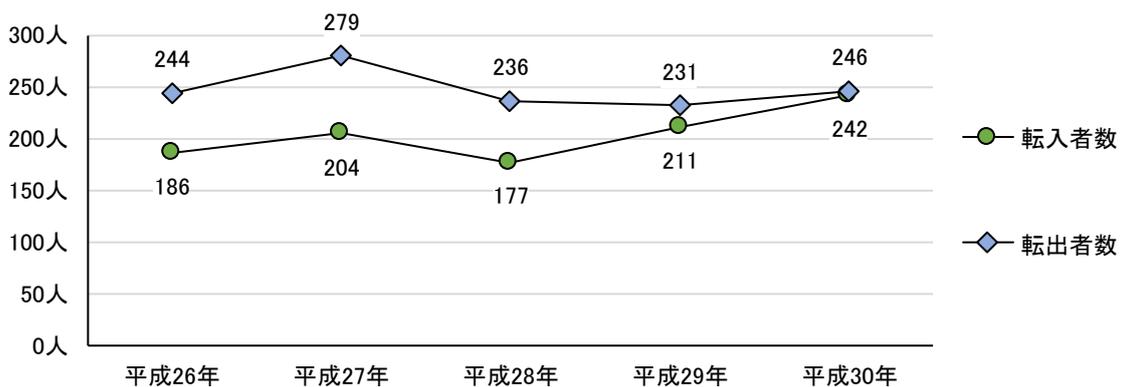
資料:千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)

(3) 社会動態

転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回っており、社会減の状態にあります。

平成29年以降は転入者数が前年から増加しており、転出者数との差が少なくなっています。

■転入者数及び転出者数の推移



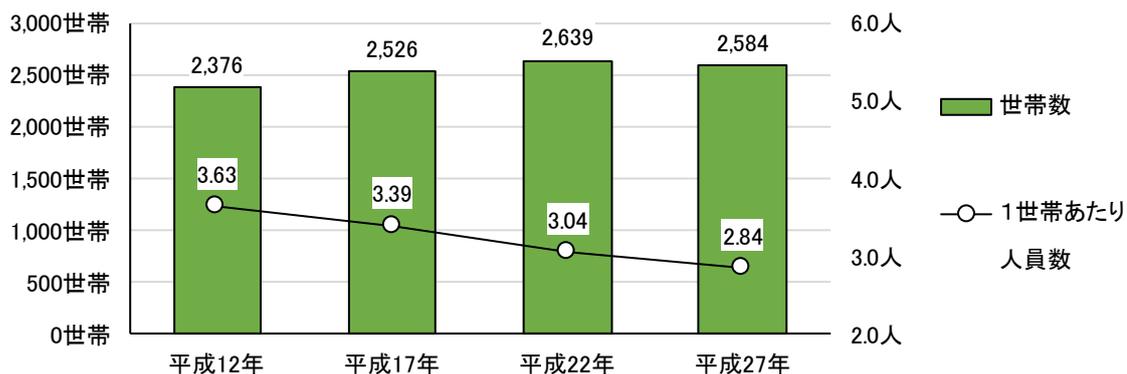
資料:千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)

(4) 世帯数

世帯数の推移をみると、平成 22 年から平成 27 年にかけては減少しており、平成 27 年は 2,584 世帯となっています。

1 世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料:国勢調査

(5) 世帯類型

世帯類型による世帯数の推移をみると、単独世帯と核家族世帯が年々増加しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯やひとり親世帯の占める割合が高くなっています。

■世帯類型による世帯数の推移

単位:世帯

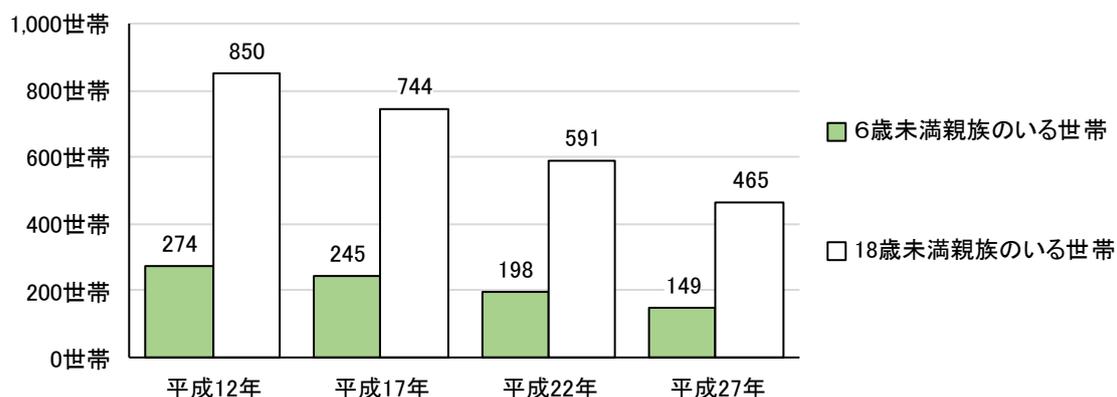
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数(合計)	2,376	2,526	2,633	2,584
単独世帯	244	343	491	546
核家族世帯	1,267	1,379	1,453	1,493
夫婦のみ	378	441	544	610
夫婦と子ども	696	681	658	606
男親と子ども	35	45	41	58
女親と子ども	158	212	210	219
三世帯世帯	708	620	486	368
その他の世帯	157	184	203	177

資料:国勢調査(世帯類型不詳は除く)

(6) 子どもがいる世帯

子どもがいる世帯数の推移をみると、平成 27 年の国勢調査では、6歳未満親族のいる世帯が 149 世帯、18歳未満親族のいる世帯が 465 世帯となっており、いずれも年々減少しています。

■子どもがいる世帯数の推移



資料:国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

18歳未満の子どもがいる母子世帯及び父子世帯の推移をみると、母子世帯が父子世帯を上回って推移しています。

平成 27 年では、6歳未満親族のいる母子世帯が 10 世帯、18歳未満親族のいる母子世帯が 30 世帯、父子世帯が6世帯となっています。

■母子世帯及び父子世帯の推移

単位:世帯

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	6歳未満親族のいる世帯	6	5	6	10
	18歳未満親族のいる世帯	21	35	32	30
父子世帯	6歳未満親族のいる世帯	0	0	1	0
	18歳未満親族のいる世帯	3	4	6	6

資料:国勢調査

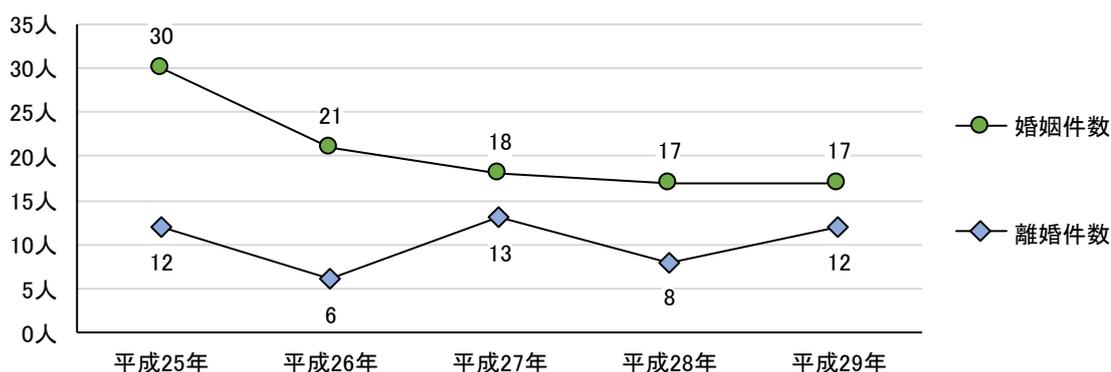
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

婚姻件数は減少傾向にあり、平成29年では17件となっています。

一方、離婚件数は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年では12件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



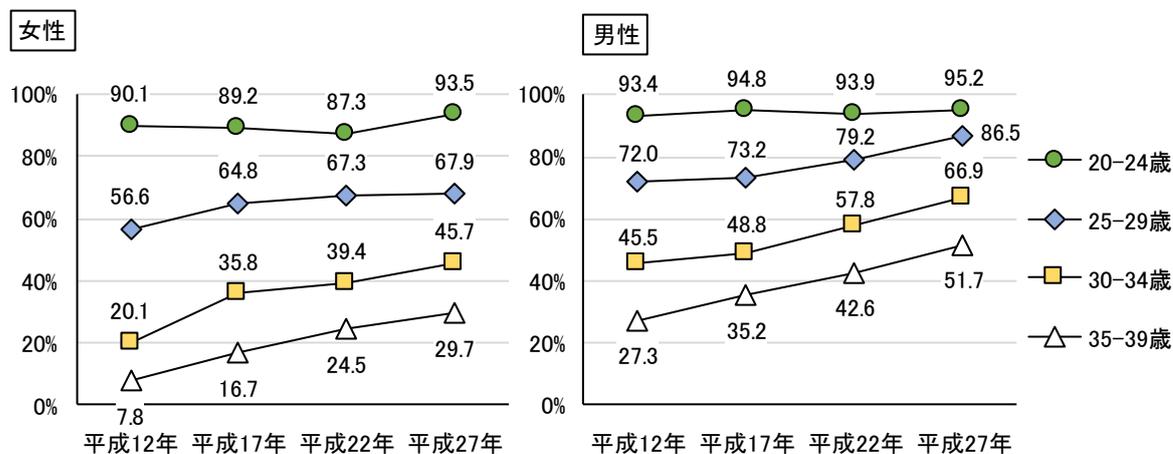
資料:千葉県衛生統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率が高くなっています。

男女いずれも30歳代の未婚率の上昇幅が大きく、平成12年からの15年間で、30~34歳と35~39歳ともに20ポイントを超える増加となっています。

■未婚率の推移



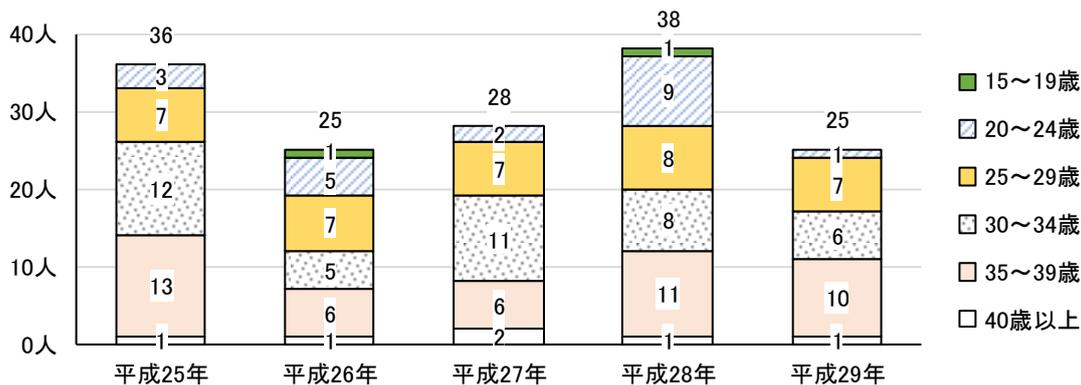
資料:国勢調査

(3) 出生数

出生数は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年は前年から13人減の25人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、30歳代の出生数が多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

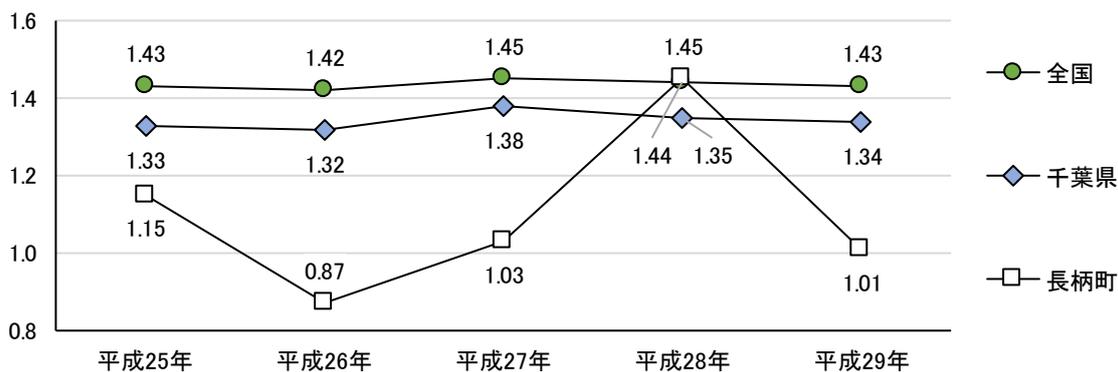


資料:千葉県衛生統計年報(年齢不詳は除く)

(4) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率^{※1}は、平成28年に全国と同水準まで上昇したものの、平成29年に再び低下し、全国及び千葉県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



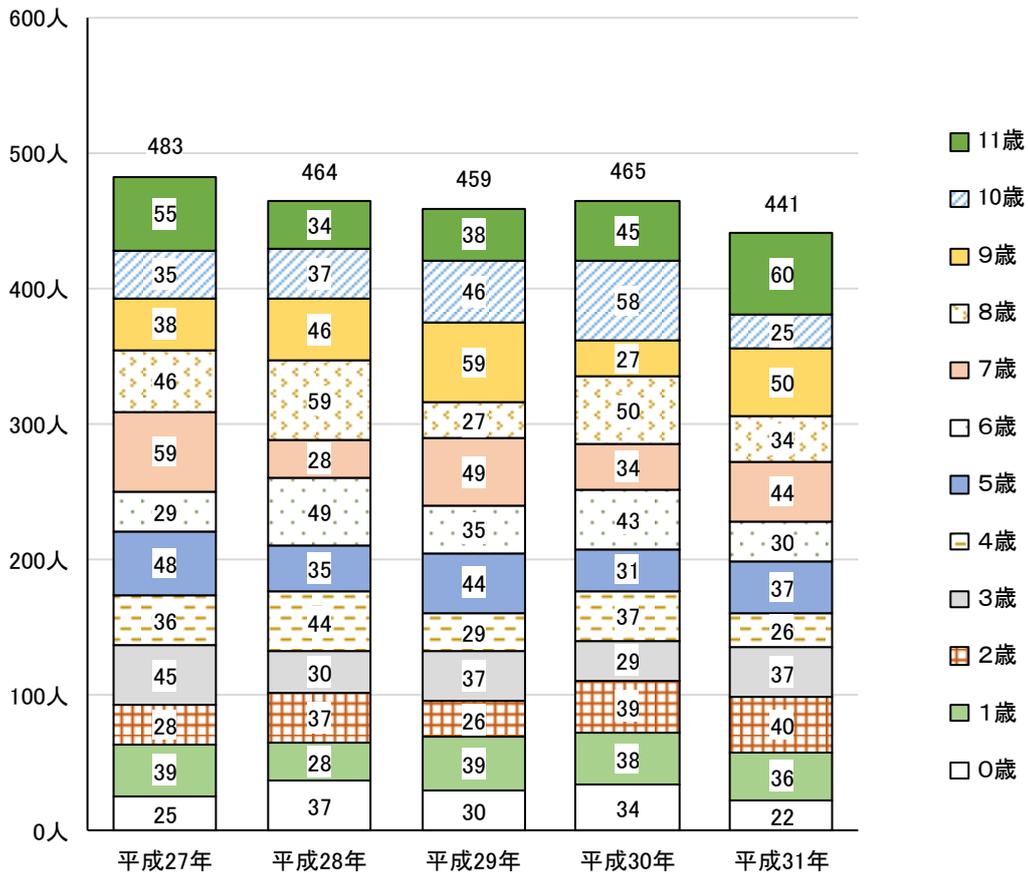
資料:千葉県衛生統計年報

※1 合計特殊出生率: 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(5) 子どもの人口

12歳未満の子どもの人口は平成30年に前年から微増したもののおおむね減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在で441人となっています。

■子どもの人口の推移



3 就業の状況

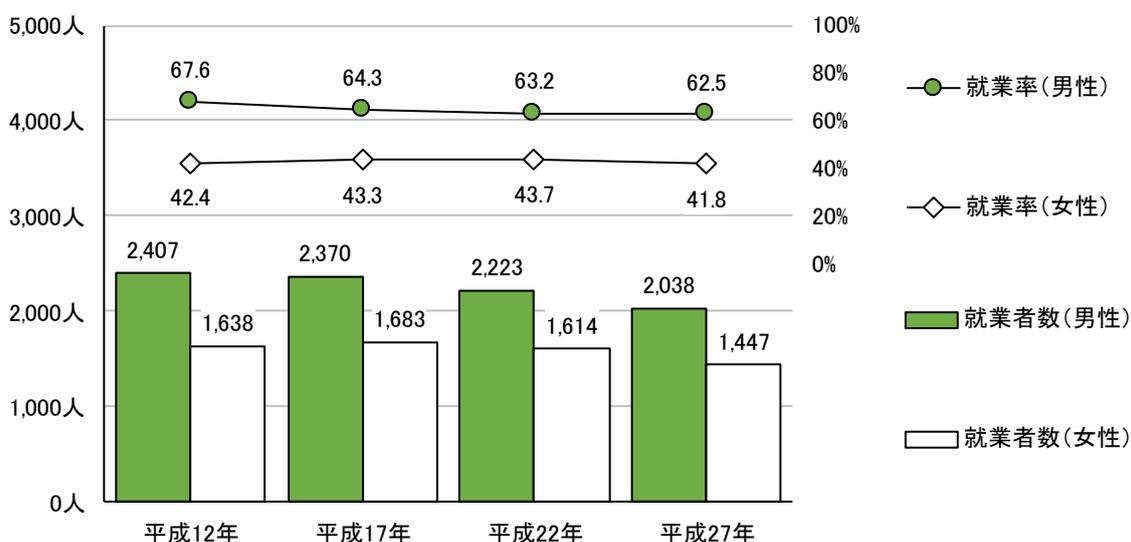
(1) 就業者数・就業率

就業者数の推移をみると、男女ともに減少傾向にあります。

就業率も男性は年々減少しており、女性は平成12年から平成22年にかけて増加していましたが、平成22年から平成27年にかけては減少しています。

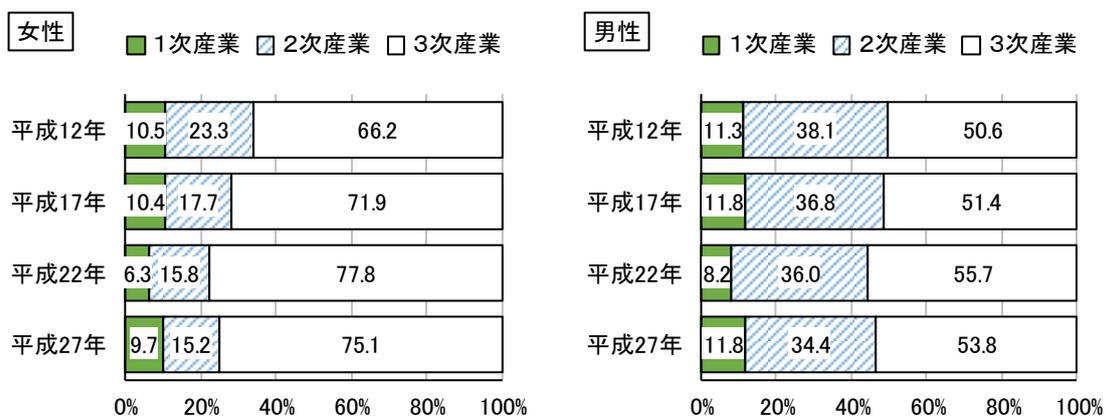
産業分類別の割合をみると、男女ともに3次産業が過半数を占めています。

■女性の就業者数の推移



資料:国勢調査

■産業分類別就業者の推移



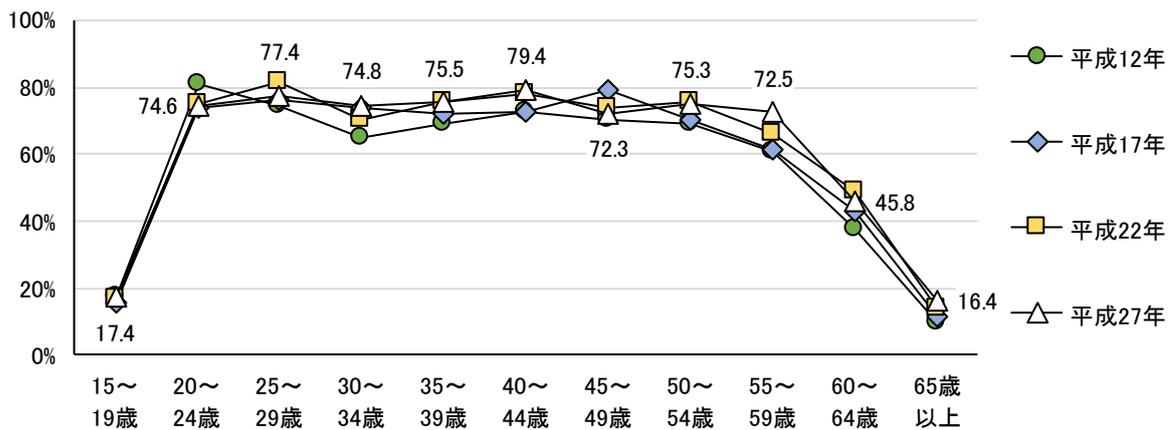
資料:国勢調査(分類不能除く)

(2) 年齢別労働力率^{※2}

年齢別の労働力率は、平成27年の国勢調査によると、男性では25歳以上60歳未満の年代が90%以上を占めており、女性では20歳以上60歳未満の年代が70%台となっています。

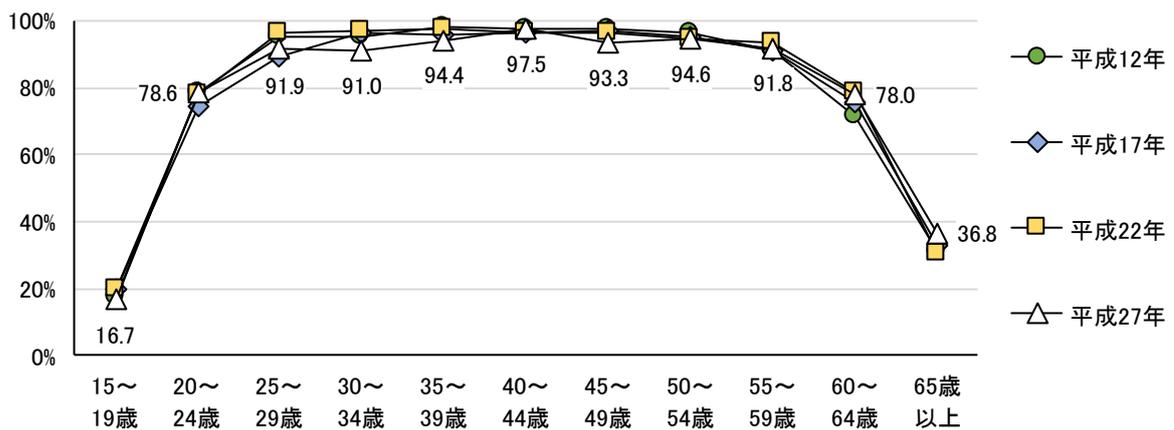
女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、上昇傾向にあった20歳代の割合が低下するなど、年代による差が小さくなり台形に近い形となっています。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

※2 労働力率：15歳以上の人口のうち、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割った値です。労働力率(%) = (労働人口/15歳以上人口) × 100

4 教育・保育事業の状況

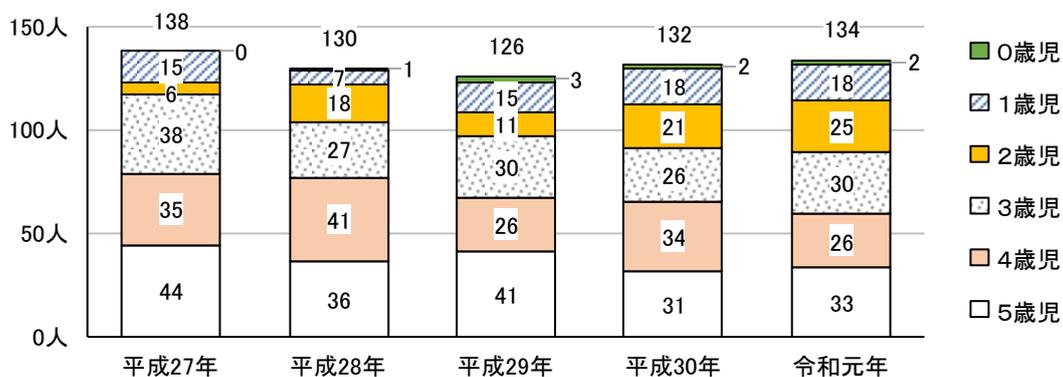
(1) 認定こども園

本町では、平成22年4月に、就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供するとともに、一時預かり事業などを取り入れた子育て支援センターの機能を備えた幼保連携型認定こども園「ながらこども園」を設置しました。

ながらこども園は、平成16年度末をもって廃校となった旧昭栄中学校の校舎跡地を再活用しており、地域住民の思い入れのある学び舎を活用しつつ、町内の就学前の子ども及び子育て世代の親たちの集う園として機能しています。

児童数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年5月1日現在で134人となっています。

■入所者数の推移



資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

■施設概要

名称	定員	所在地	保育時間
ながらこども園	185人	鶯谷 879-3	7:30~19:00 (平日・土曜)

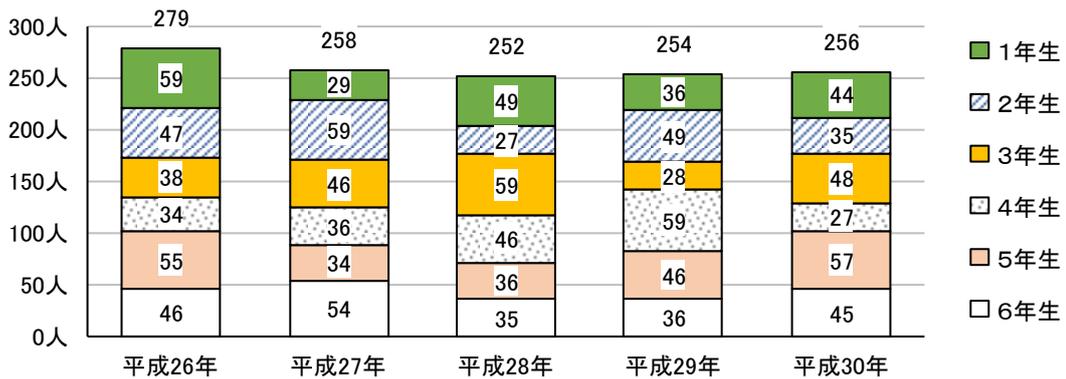


(2) 小学校

町内に小学校2校があり、令和元年5月1日現在、長柄小学校では8学級 134人、日吉小学校は7学級 107人となっています。

児童数は横ばいで推移しており、平成30年の全体の児童数は256人となっています。

■小学校の児童数の推移



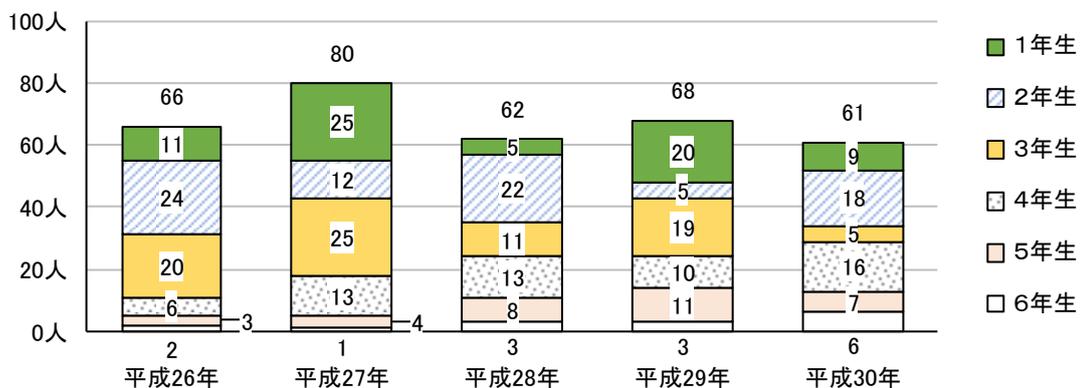
資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

(3) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

社会福祉協議会に運営を委託し、小学校の空き教室及び町の施設を活用して、町内2か所で実施しています。開所時間は、平日 14:00~18:30、土曜日 7:45~18:30 となっています。

利用者数の推移をみると、平成27年以外は60人台で推移しています。

■学童クラブの利用者数の推移



資料: 長柄町(各年4月1日現在)

5 アンケート調査結果の概要

本調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、また、子どもたちの現在の生活状況や将来に向けた要望・意見等をこれからの計画づくりに活用するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

■調査対象

種類	対象者	対象地域	対象世帯
未就学児童	①ながらこども園に通園している児童の保護者	長柄町全域	106世帯
	②未就園児の保護者		54世帯
小学生	③小学校1～6年生の保護者		150世帯

■実施概要

種類	調査形式	配布・回収方法	調査時期
未就学児童	アンケート調査	①ながらこども園を通じて配布・回収	平成31年1月23日～平成31年1月31日
		②郵送にて配布・回収	平成31年1月23日～平成31年2月8日
小学生		③学校を通じて配布・回収	平成31年1月22日～平成31年1月31日

■回収結果

種類	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	106件	94件	88.7%
	54件	23件	42.6%
小学生	150件	126件	84.0%

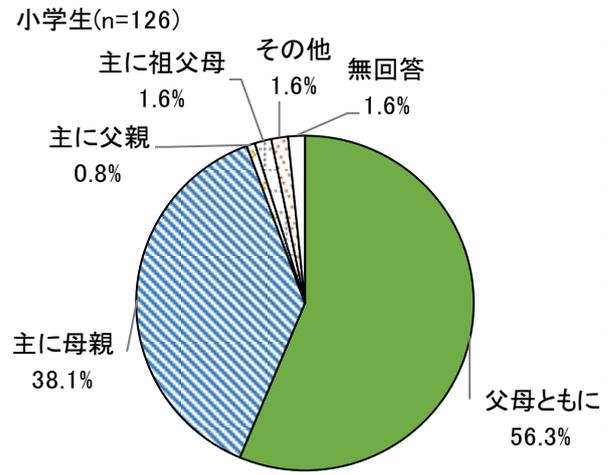
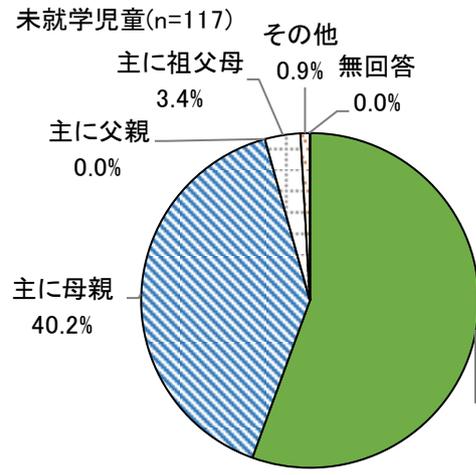
■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 図表タイトルの【SA】は単数回答、【MA】は複数回答可の質問であることを示しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。

(1) 主に子育てをしている人

主に子育てをしている人について、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「父母ともに」が過半数を占めており、次いで「主に母親」の割合が高くなっています。

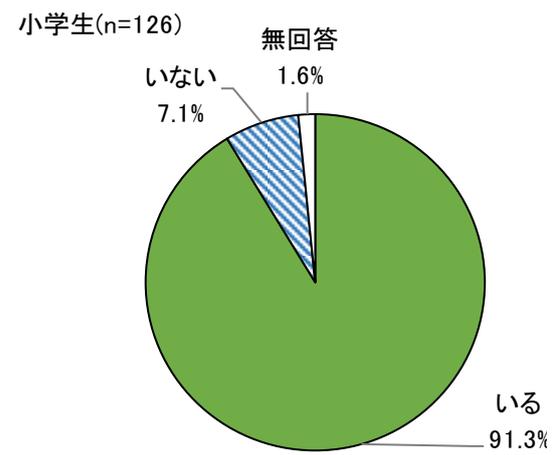
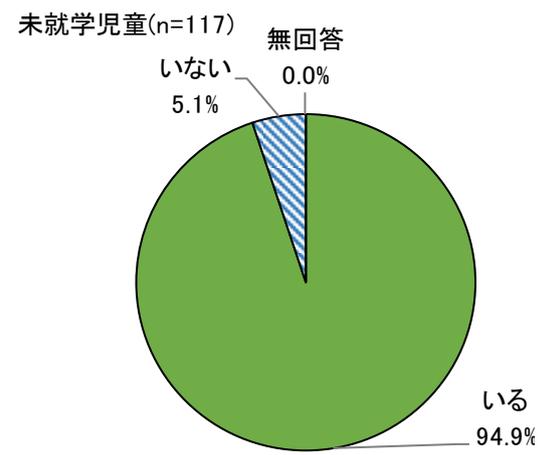
■主に子育てをしている人【SA】



(2) 気軽に相談できる人

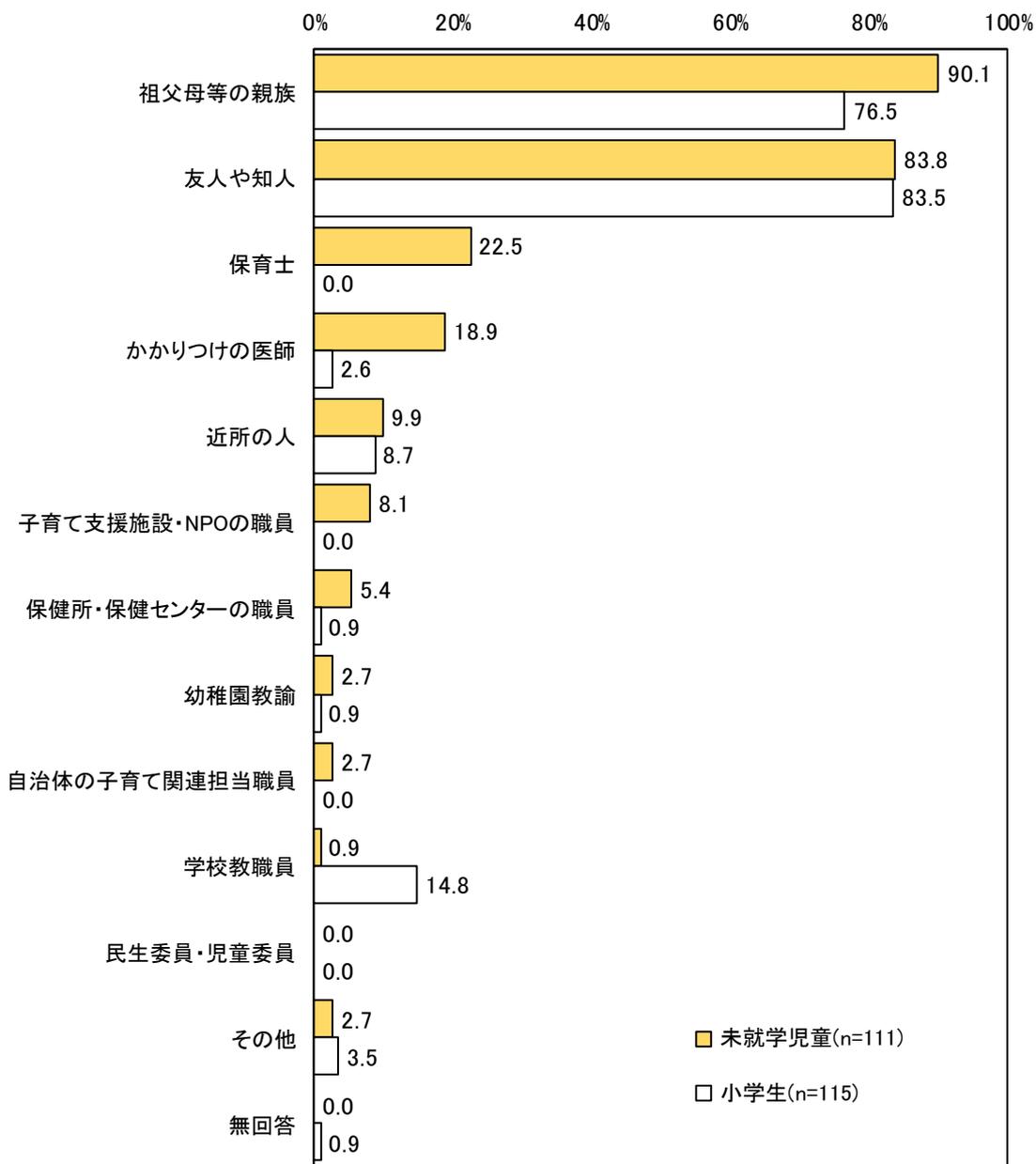
気軽に相談できる人・場所について、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「いる」が大半を占めています。

■気軽に相談できる人の有無【SA】



具体的な相談先は、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「祖父母等の親族」と「友人や知人」が大半を占めており、身近な人への相談が多くなっています。

■気軽に相談できる人【MA】



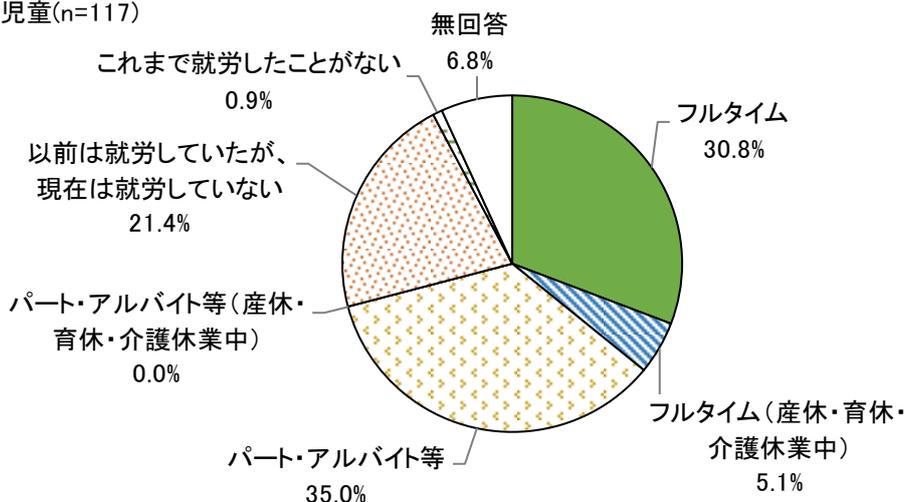
(3) 母親の就労状況

未就学児童の保護者の就労状況は、「フルタイム」が30.8%、「パート・アルバイト等」が35.0%で、産休・育休・介護休業中と合わせると70.9%となっています。

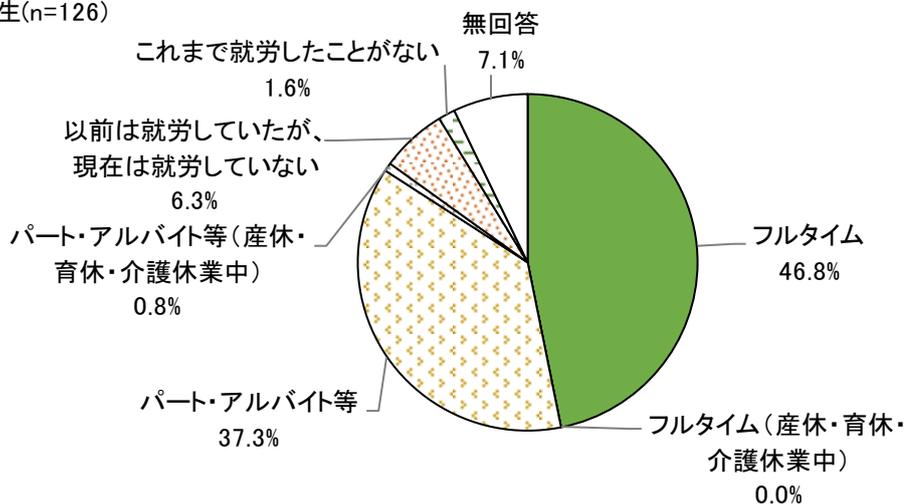
小学生の保護者の就労状況は、「フルタイム」が46.8%、「パート・アルバイト等」が37.3%で、産休・育休・介護休業中と合わせると84.9%となっています。

■母親の就労状況【SA】

未就学児童(n=117)



小学生(n=126)



(4) 就労していない母親の就労意向

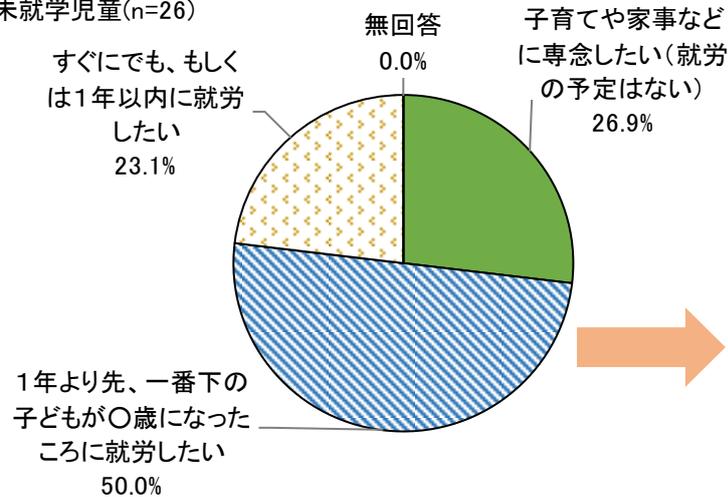
現在就労していない母親の就労意向について、未就学児童の保護者では、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が50.0%で最も多くなっています。

小学生の保護者では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が60.0%となっています。

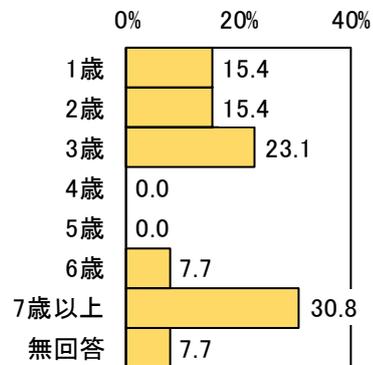
「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」と回答した方の子どもの年齢は、未就学児童の保護者では「7歳以上」が30.8%で最も多く、次いで「3歳」が23.1%となっています。

■就労していない母親の就労意向【SA・数値】

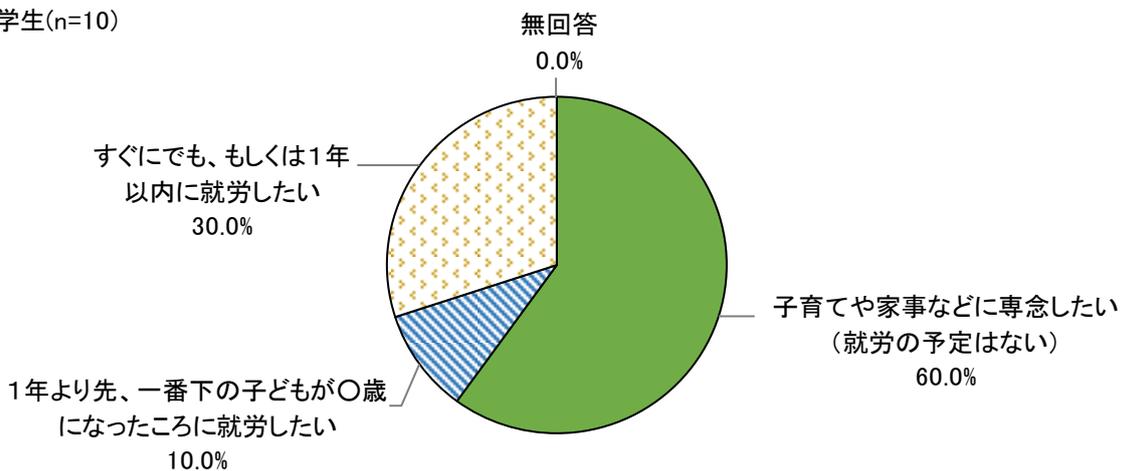
未就学児童(n=26)



未就学児童(n=13)



小学生(n=10)



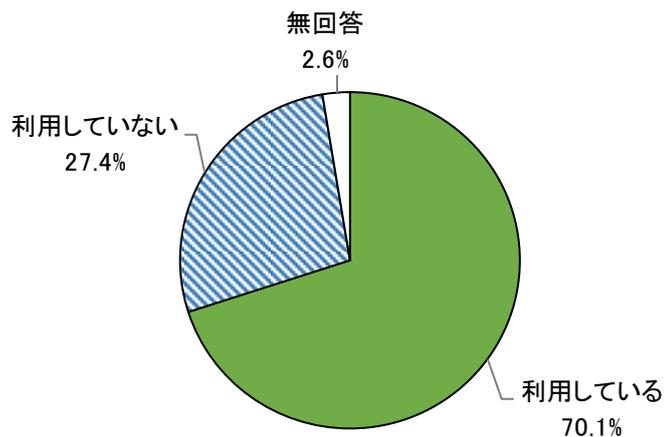
(5) 平日の教育・保育事業の利用状況

未就学児童の保護者における、平日の定期的な教育・保育の事業の現在の利用状況は「利用している」が70.1%を占めています。

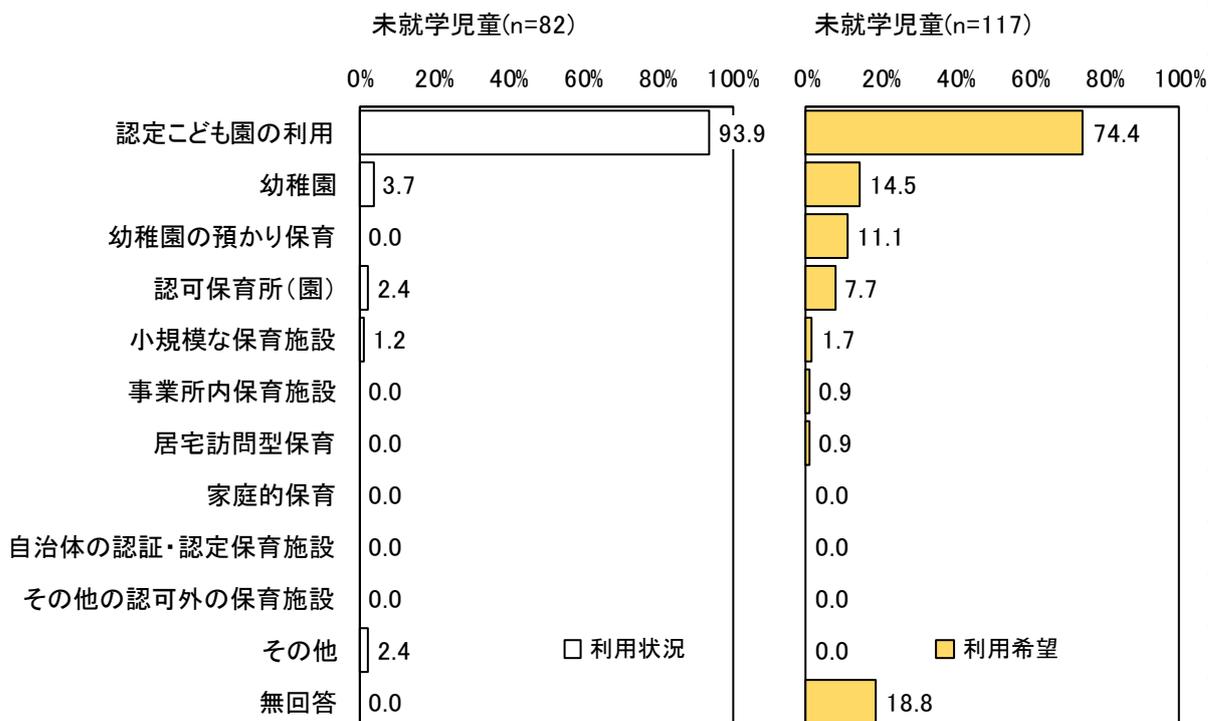
実際に利用している事業は、「認定こども園の利用」が93.9%を占めており、今後の利用希望も「認定こども園」が74.4%で最も多くなっています。「小規模な保育施設」や「事業所内保育施設」なども、低い割合ではあるものの利用希望が挙げられています。

■教育・保育事業の利用状況（未就学児童）【SA】

未就学児童(n=117)



■教育・保育事業の利用状況・利用希望（未就学児童）【MA】

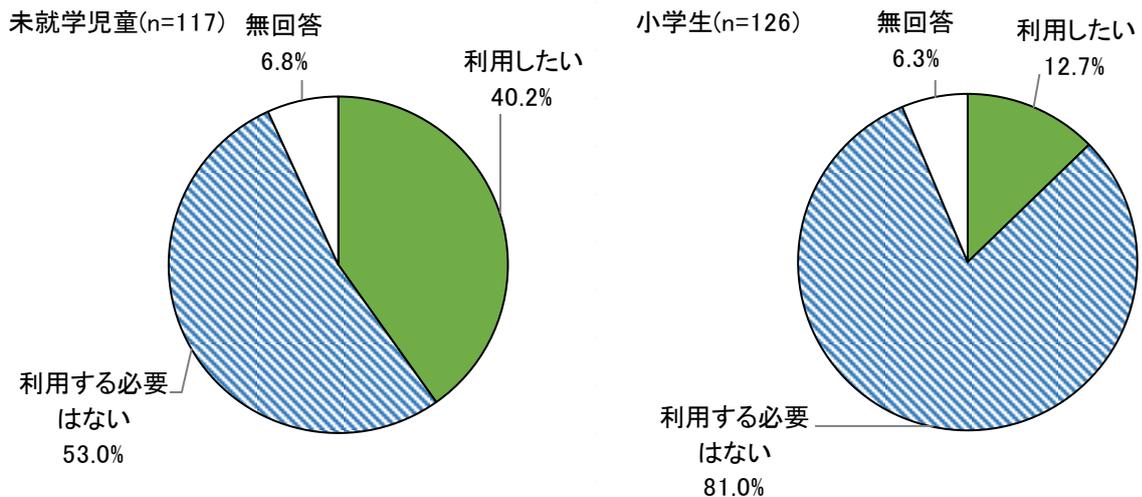


(6) 一時保育の利用希望

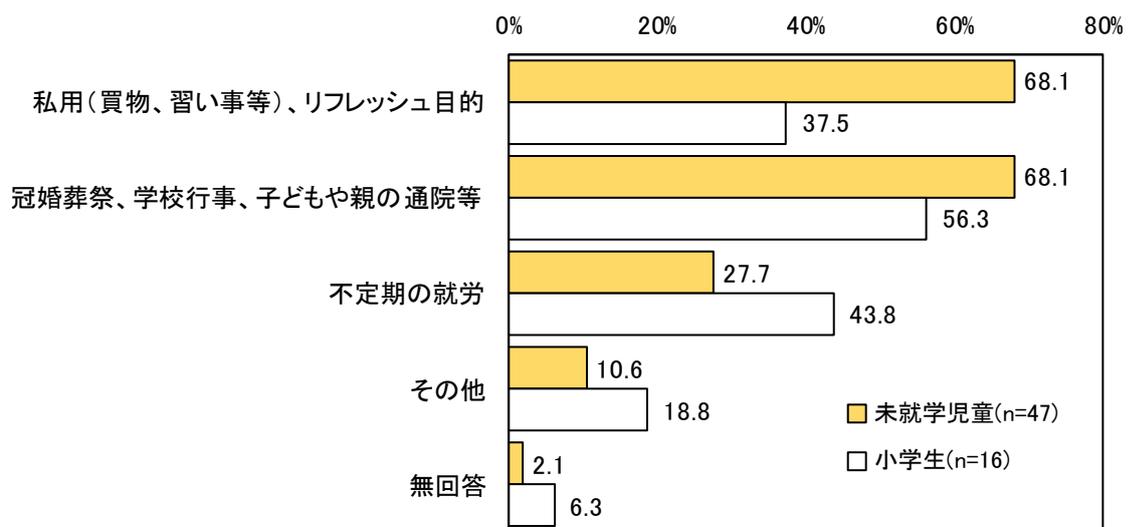
私用等の目的での事業の利用は、未就学児童の保護者は「利用したい」が40.2%、小学生の保護者では12.7%となっています。

事業の利用目的は、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が最も多く、未就学児童の保護者は「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」も同率で最も多くなっています。

■一時保育の利用希望【SA】



■一時保育の利用を希望する理由【MA】



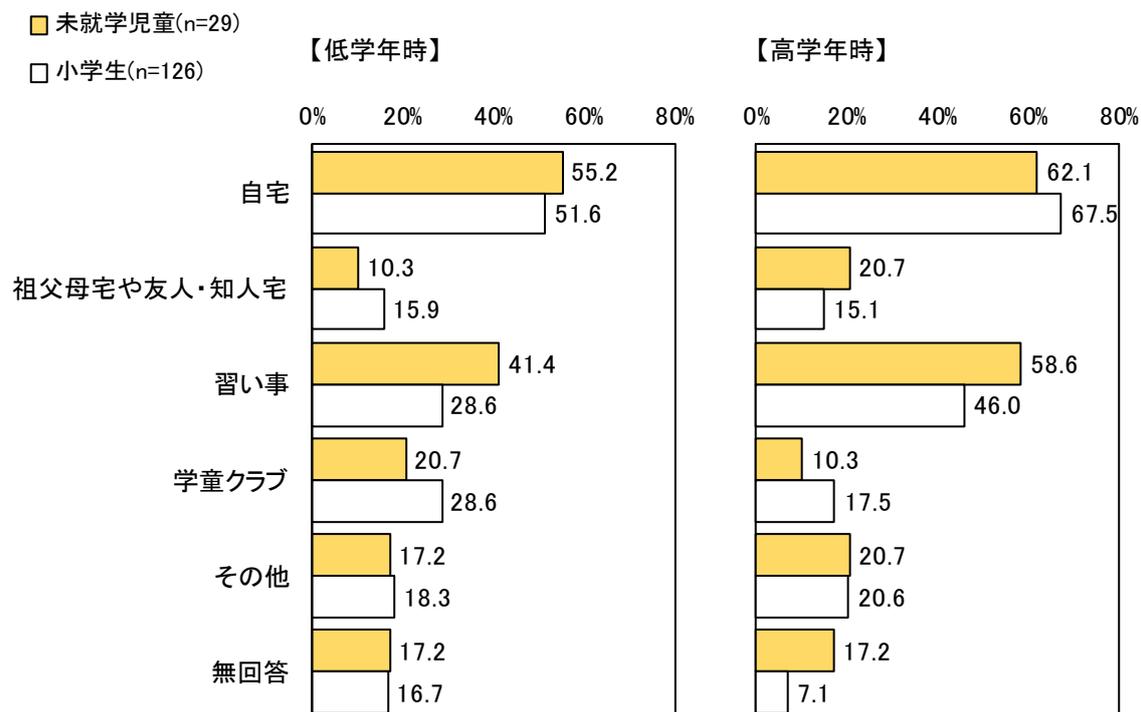
(7) 放課後の過ごし方

5歳以上の未就学児童の保護者が希望する放課後の過ごし方は、低学年時は「自宅」が55.2%で最も多く、次いで「習い事」が41.4%、「学童クラブ」が20.7%となっています。

高学年時も同様の傾向がみられ、「自宅」が62.1%で最も多く、次いで「習い事」が58.6%となっています。

学童クラブの割合は、低学年時と高学年時ともに、小学生が未就学児童より高くなっています。

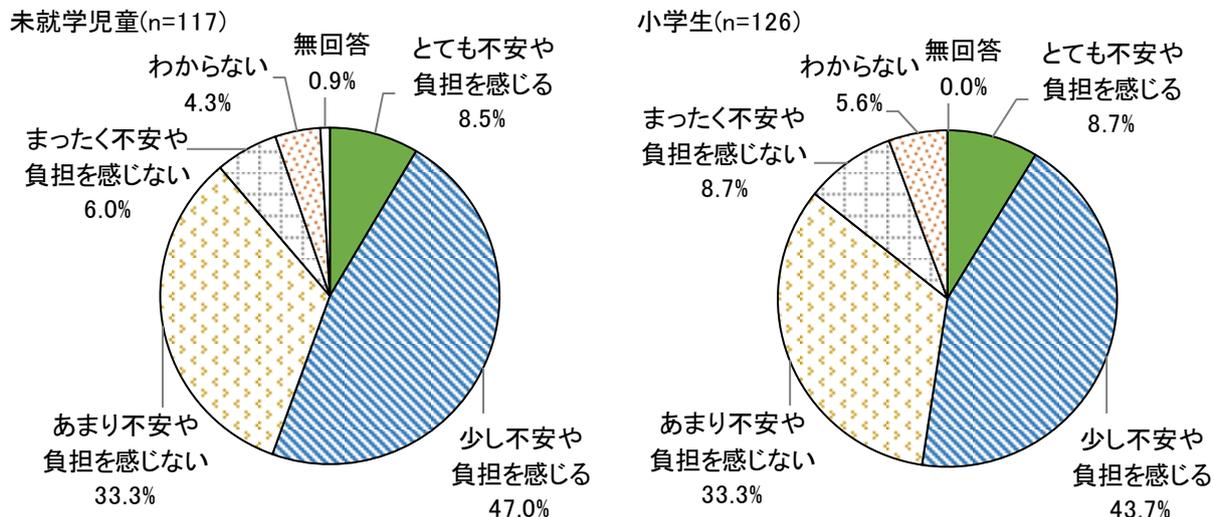
■希望する放課後の過ごし方【MA】



(8) 子育てに関する不安や負担

子育てに関する不安や負担について、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「不安や負担を感じる（とても＋少し）」と回答した方が過半数を占めています。

■子育てに関する不安や負担【SA】

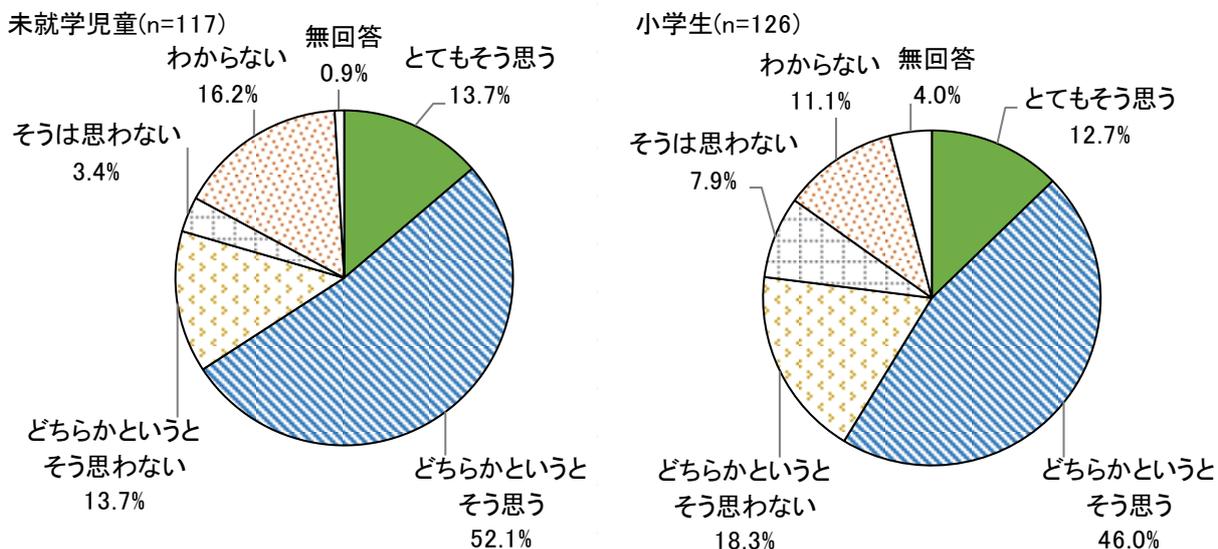


(9) 町の子育て環境

町の子育て環境（子育てしやすい環境であると感じているか）について、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「そう思う（とても＋どちらかという）」と回答した方が過半数を占めています。

逆に「そう思わない（思わない＋どちらかという）」と回答した方は、未就学児童の保護者では 17.1%、小学生の保護者では 26.2%となっています。

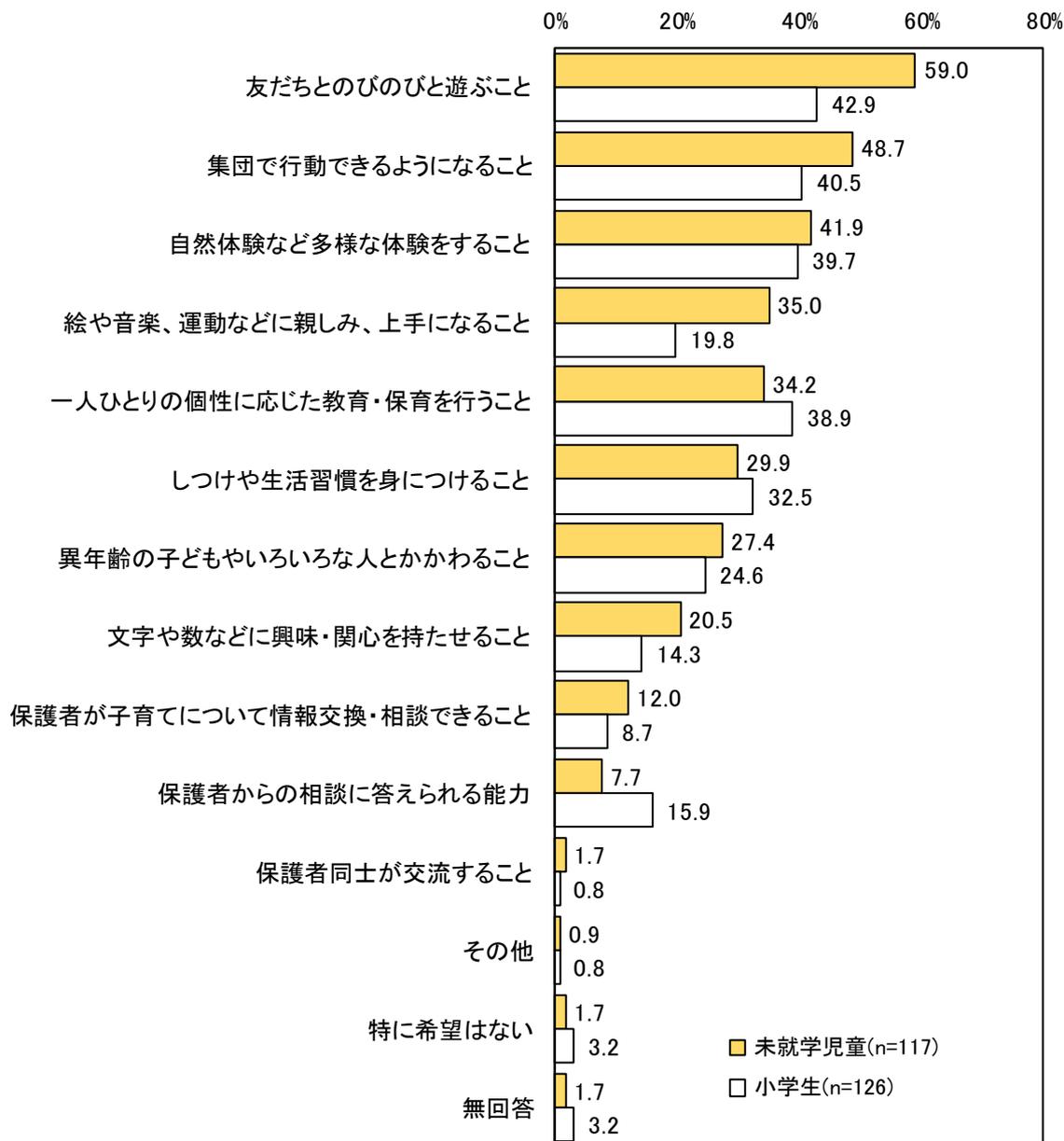
■町の子育て環境【SA】



(10) こども園や学校等に望むこと

こども園や学校等に望むこととして、未就学児童の保護者と小学生の保護者ともに「友だちとのびのびと遊ぶこと」が最も多く、次いで「集団で行動できるようになること」、「自然体験など多様な体験をすること」になっており、上位3項目は共通した要望となっています。

■こども園や学校等に望むこと【MA】

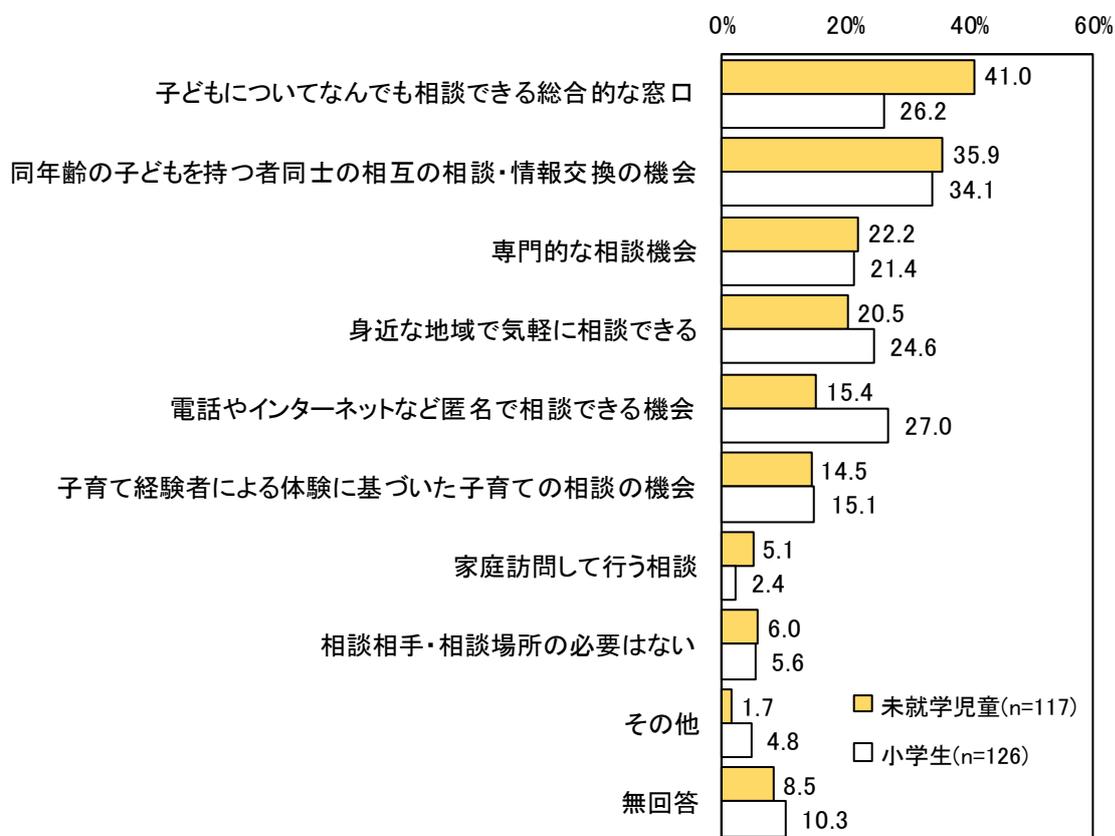


(11) 子育てについての相談相手・相談場所として希望すること

子育てに関する相談について、未就学児童の保護者では「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」が41.0%で最も多く、次いで「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会」が35.9%、「専門的な相談機会」が22.2%となっています。

小学生の保護者では「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会」が34.1%で最も多く、次いで「電話やインターネットなど匿名で相談できる機会」が27.0%、「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」が26.2%となっています。

■子育てについての相談相手・相談場所として希望すること【MA】

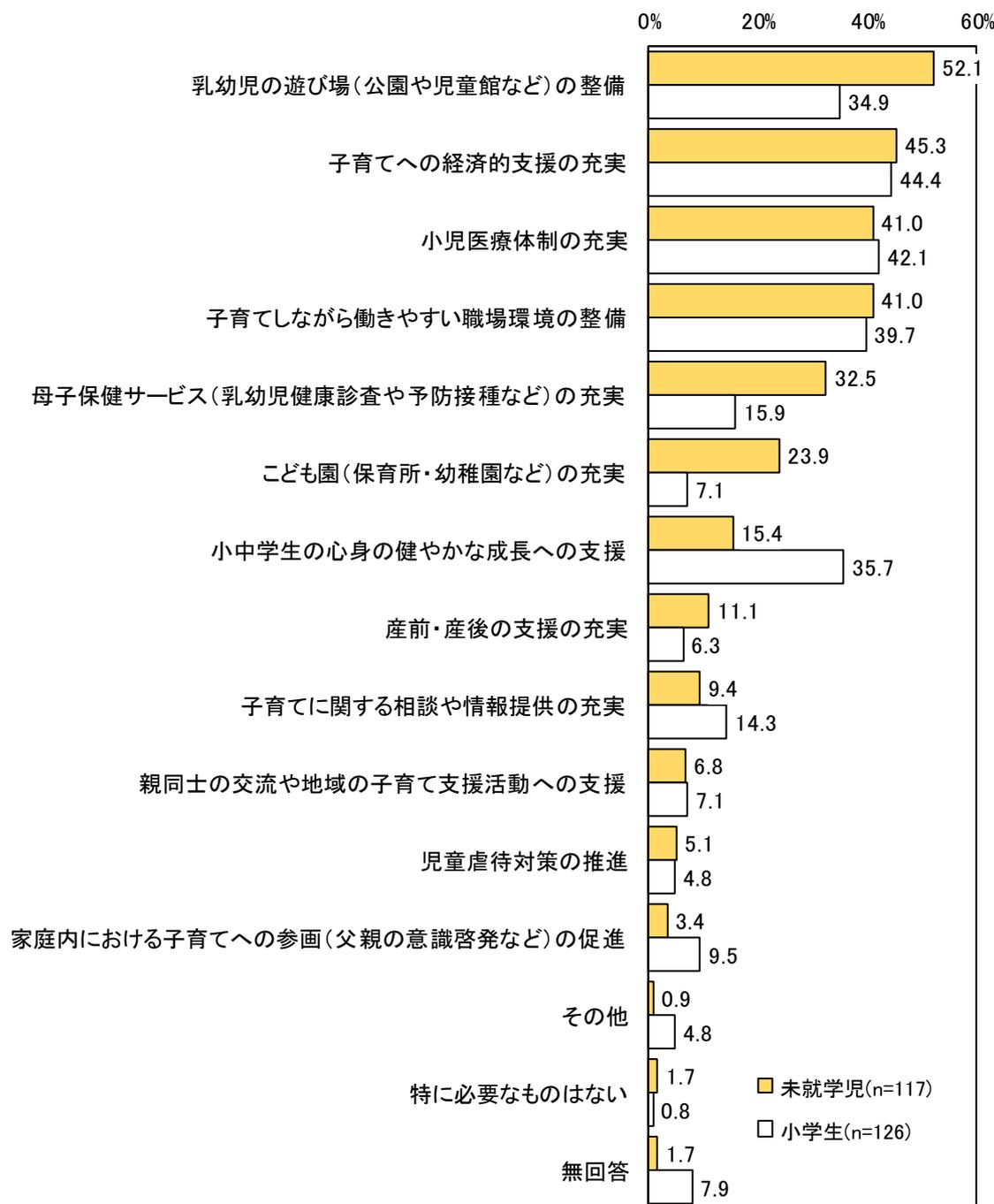


(12) 子育てしやすいまちづくりのために重要なこと

子育てしやすいまちづくりのために重要なこととして、未就学児童の保護者では「乳幼児の遊び場の整備」が最も多く、次いで「子育てへの経済的支援の充実」、「小児医療体制の充実」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」となっています。

小学生の保護者では「子育てへの経済的支援の充実」が最も多く、次いで「小児医療体制の充実」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」となっており、上位項目は未就学児童の保護者と小学生の保護者共通の重要項目であると言えます。

■子育てをしやすいまちづくりのために重要なこと【MA】



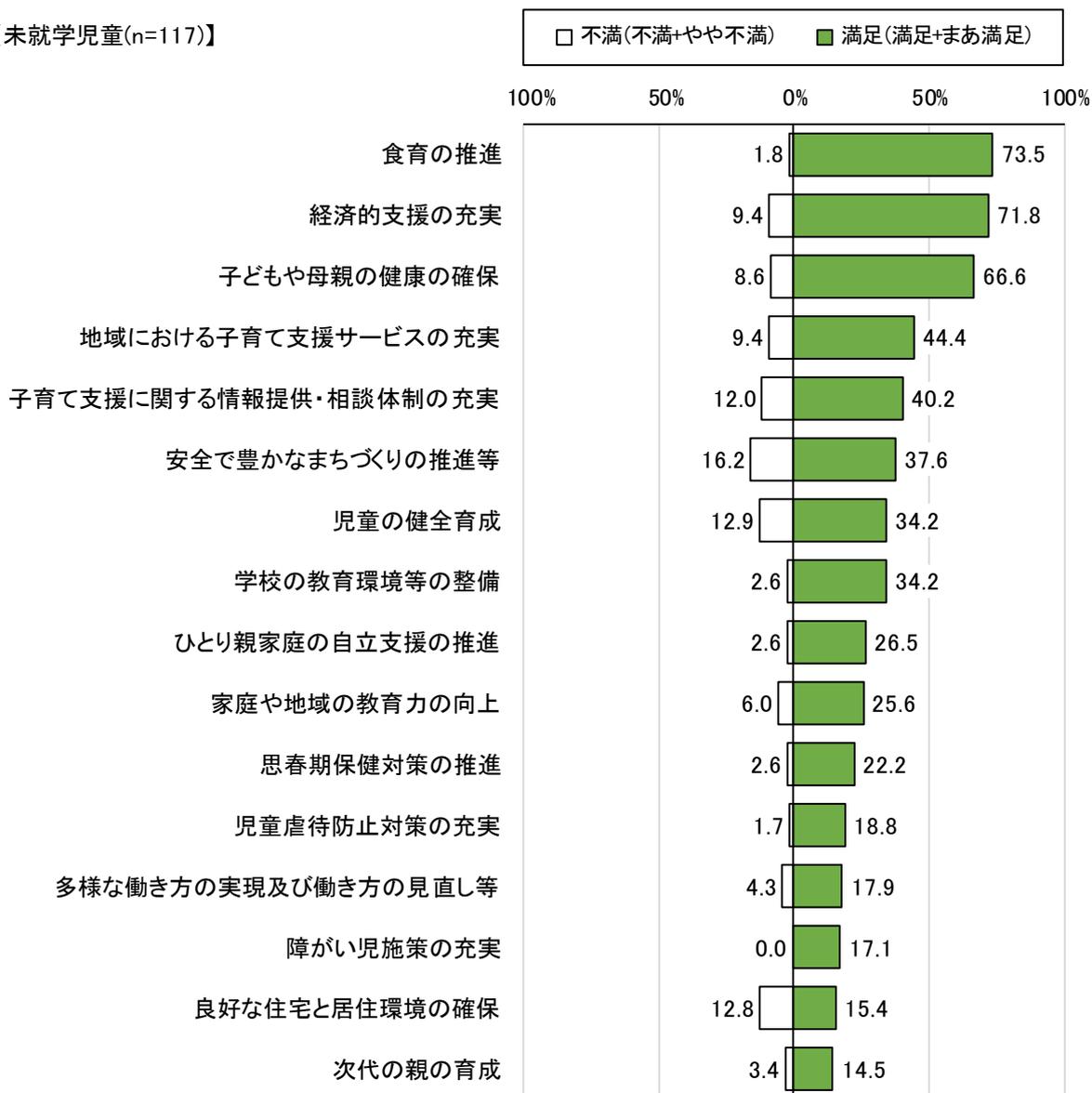
(13) 町の事業の満足度

未就学児童の保護者において、満足度が高い事業は「食育の推進」が73.5%で最も多く、「経済的支援の充実」が71.8%、「子どもや母親の健康の確保」が66.6%でいずれも過半数を占めています。

一方、不満が突出して大きな事業はないものの、「安全で豊かなまちづくりの推進等」や「児童の健全育成」、「良好な住宅と居住環境の確保」、「子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実」が10%台となっています。

■町の事業の満足度（未就学児童）【SA】

【未就学児童(n=117)】

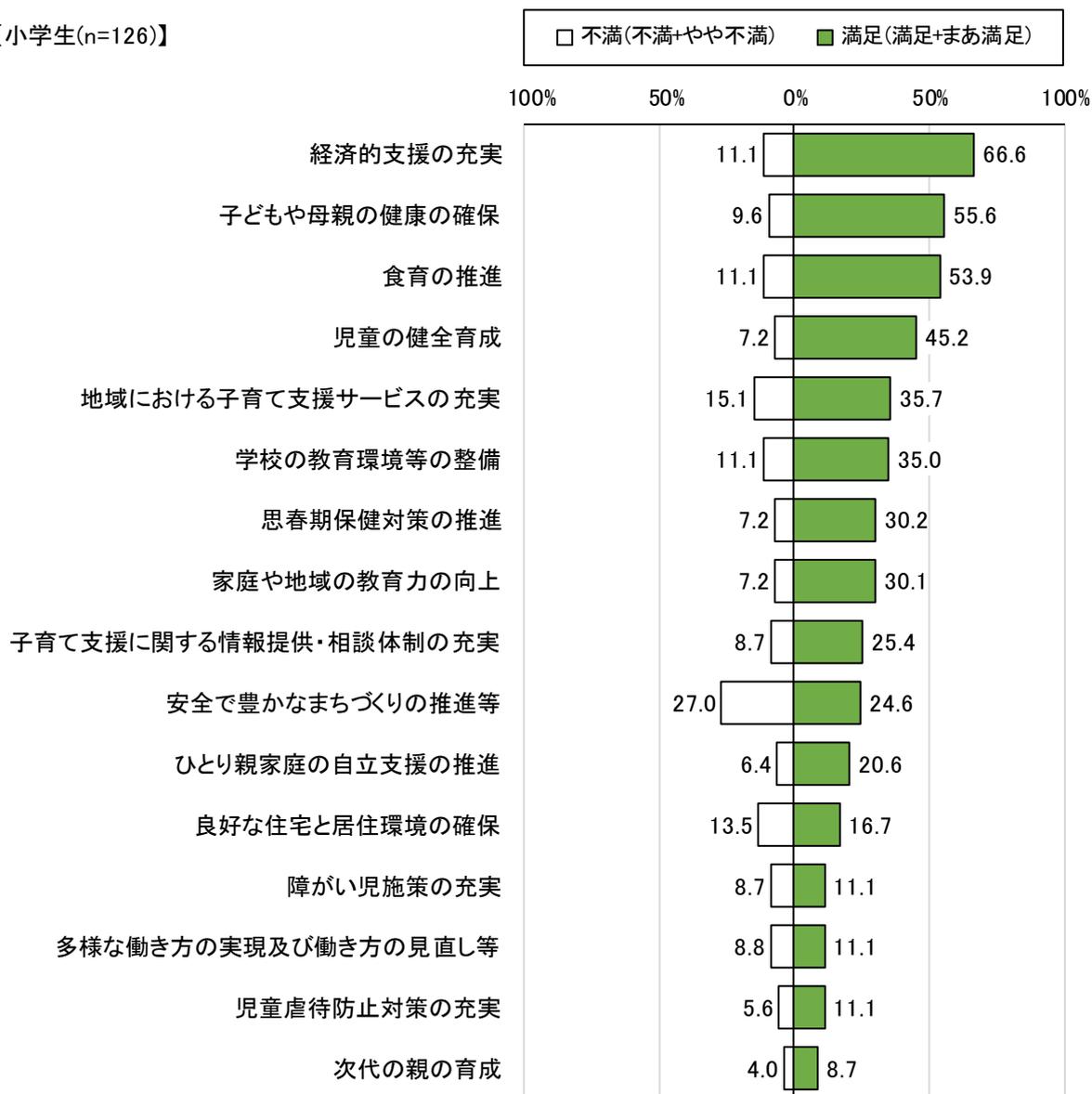


小学生の保護者において、満足度が高い事業は「経済的支援の充実」が66.6%で最も多く、「子どもや母親の健康の確保」が55.6%、「食育の推進」が53.9%でいずれも過半数を占めています。

一方、不満であると回答した事業は「安全で豊かなまちづくりの推進等」が27.0%で最も多く、「地域における子育て支援サービスの充実」が15.1%、「良好な住宅と居住環境の確保」が13.5%、などとなっています。

■町の事業の満足度（小学生）【SA】

【小学生(n=126)】



6 本町の現状からみる課題

(1) 教育・保育事業の充実

千葉県各市町村別保育所等利用待機児童数によると、平成31年4月1日現在、本町では待機児童は発生していません。

アンケート調査によると、未就学児童の家庭では7割弱の母親が就労しており、休業中の母親を含めると7割強となっており、2割が就労していない状況です。

また、小学生の家庭では8割強の母親が就労しており、未就学児童の家庭においても、就労していない母親の7割強が就労したいと回答しており、今後の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた、教育・保育事業の充実が求められます。

さらに、保護者がこども園や学校等に望むこととして、「友だちとのびのびと遊ぶこと」、「集団で行動できるようになること」、「自然体験など多様な体験をすること」など、多様な要望が挙げられており、子どもの育ちや保護者の子育てを支えることができるように、教育・保育の質の向上も求められます。

(2) 地域における子育て支援の充実

アンケート調査によると、子育てについて「不安や負担を感じる（とても＋少し）」と回答した方が過半数を占めています。

また、子育てに関する相談について、「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」や「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会」、「専門的な相談機会」、「身近な地域で気軽に相談できる」など、様々な希望が挙げられており、保護者の置かれている状況等に応じた支援が重要です。

今後、核家族化や過疎化が進行するとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化がさらに進み、人と人との関わりが薄れていく中で、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。

(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

国勢調査によると、本町の女性の就業者数は減少し、上昇傾向にあった就業率は平成22年から平成27年にかけて低下しています。また、女性の20歳代から40歳代の労働力率も平成22年から平成27年にかけて低下傾向にあり、女性の社会進出を支援していくことが重要です。

アンケート調査によると、主に子育てをしているのは「父母ともに」が過半数を占めているものの、次いで「主に母親」が4割となっており、子育てにおける女性の負担感を軽減するとともに、男女がともに子育てを担い、仕事と子育てを両立するための支援の充実が求められます。

(4) 子育てしやすい生活環境の充実

アンケート調査によると、子育てしやすいまちづくりのために重要なこととして、未就学児童の保護者と小学生の保護者は共通して、「子育てへの経済的支援の充実」、「小児医療体制の充実」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」の割合が高くなっています。

加えて、未就学児童の保護者では「乳幼児の遊び場の整備」が最も多く、小学生の保護者では「小中学生の心身の健やかな成長への支援」の割合が高くなっています。

具体的な記述としては、「身近な公園や遊び場」、「気軽に集まることができる場所」、「子育てについて相談できる窓口」の充実を希望する声や、「通学路や歩道の整備」、「登下校時の交通手段の確保」を求める声など、多様なニーズが挙げられています。

こうしたことから、子育て環境の充実を図るためには、子育ての担当部署だけではなく、関係各課や専門機関等との連携・協働による取組の推進が求められます。

(5) 特別な配慮を必要とする子育て家庭への支援の充実

アンケート調査によると、子どもへの虐待行為（何度か＋1度だけ）をしたことがあると回答した未就学児童の保護者は1割強、小学生の保護者は2割強となっています。

また、その際に「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみがあること」や「家族（特に配偶者）が子育てにかかわること」、「身近に相談できる場所や人がいること」などがあれば良かったという回答が多くなっており、共働き家庭やひとり親家庭が増加する中で、必要な時に必要な支援を受けることができる支援体制の整備が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町では、町民が未来に希望を持ち、また安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを目指しています。

自然を愛し、人を愛する人々が生き生きと活動するとき、一人ひとりの目は輝き、笑顔も輝きます。笑顔輝く人がまちにあふれるとき、子どもたちから年長者まで、本町に住むすべての人が「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える町、「ふるさと」として愛着を持つことのできる誇れる町となります。

このような考えから、総合計画では、「水が輝き、緑が輝き、そして笑顔輝く、ヒューマンリゾートながら」をまちの将来像として掲げています。

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本計画の基本理念は、本町の将来像、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るために、第1期計画の基本理念を継承します。

◇◆基本理念◆◇

みんなで育てる 笑顔が輝く ながらの子どもたち



2 計画の基本目標

本計画の推進にあたっては、本町の現状と課題、基本理念等を踏まえ、「子ども・子育て支援法」に規定される「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に加え、本町の子育て支援のための施策を推進します。

基本目標1 地域における子育ての支援

共働き世帯やひとり親世帯、もしくは頼るべき人がいない子育て家庭など、すべての子育て家庭が、安心して子育てをすることができるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

基本目標2 親子の健康の確保及び増進

妊娠期から幼児期まで、親子の健やかな育ちのために、健診や予防接種をはじめとする保健サービスの充実に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備

子どもの心身の健やかな成長のために、こども園と小学校が連携して、様々な体験学習などを取り入れながら、「生きる力」の育成に努めます。

基本目標4 安全で安心な子育て環境の整備

子育てしやすいまちづくりのため、住環境、生活環境、就労環境の整備や、意識の啓発に努めます。

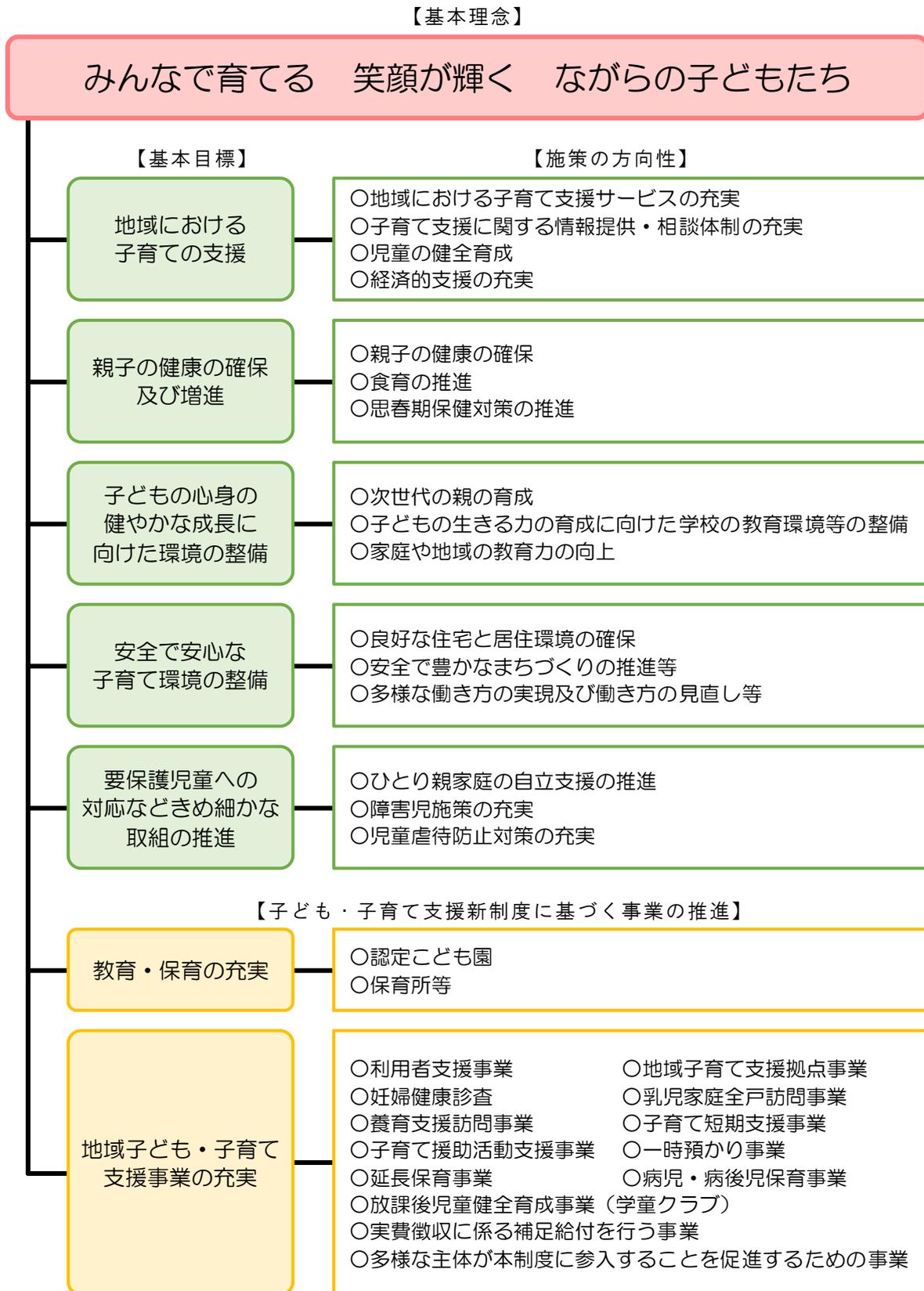
また、交通事故、犯罪、自然災害など、子どもを取り巻く環境には危険が潜んでおり、子どもが安全に過ごせるよう、意識の啓発と環境の整備に努めます。

基本目標5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭や、障害児を持つ家庭など、支援が必要な家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援に努めていきます。

また、児童虐待など、家庭が抱える問題に対し、早期発見・早期対応ができるような連携体制の確立に努めていきます。

3 施策体系



第4章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた「施設型給付費」と小規模保育所等を通じた「地域型保育給付費」からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や認可外保育施設等を通じた「施設等利用費」からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」（平成28年に創設）により構成されます。

この制度のもと、市町村では、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組むことが求められます。



2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針によると、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本町の教育・保育提供区域は、事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討します。

■長柄町の教育・保育提供区域

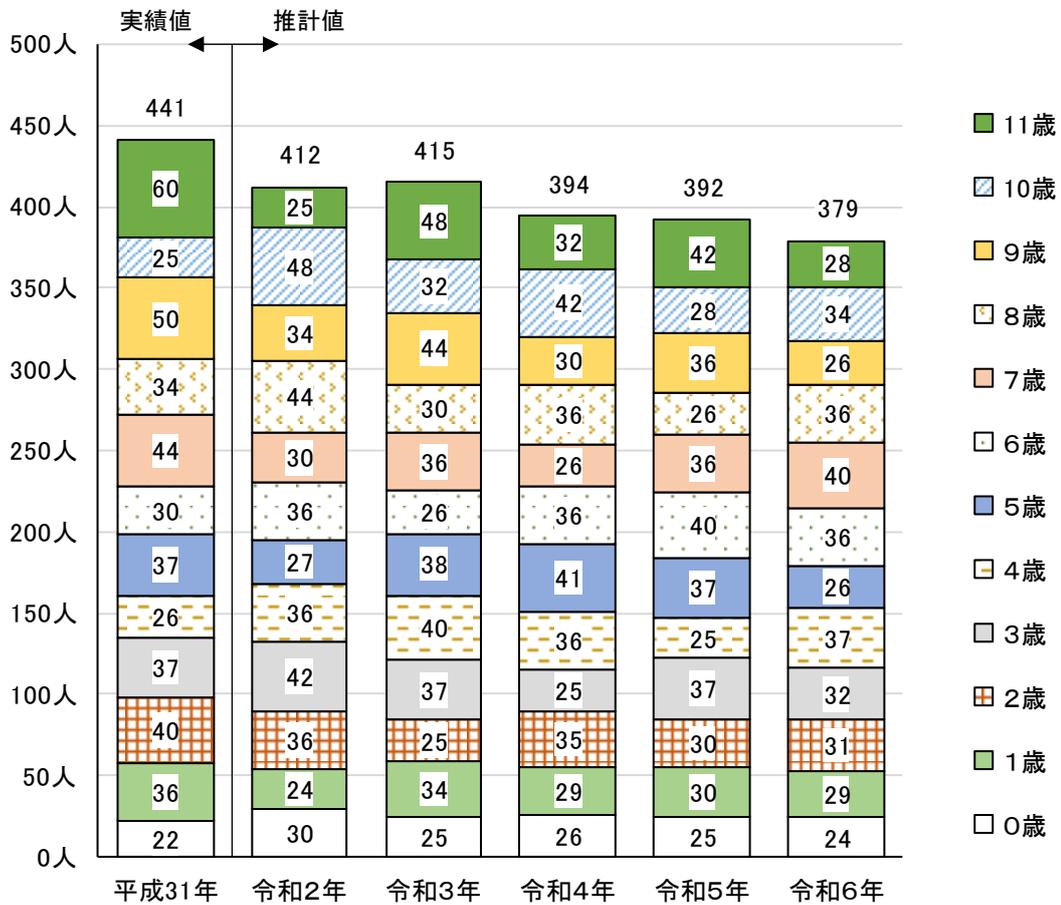
教育・保育	区域設定
1号認定：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）	町全域 (1区域)
2号認定：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）	
3号認定：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）	
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
利用者支援事業	町全域 (1区域)
地域子育て支援拠点事業	
妊婦健康診査	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
子育て短期支援事業	
子育て援助活動支援事業	
一時預かり事業	
延長保育事業	
病児・病後児保育事業	
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	

3 児童数の見込み

本計画の見込量の対象となる児童数については、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から11歳の児童数は、減少傾向で推移し、令和6年には379人となることを見込まれます。

■ 児童数の見込み



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

4 教育・保育の見込量と確保方策

教育・保育に関するアンケート調査で把握・分析したニーズを踏まえ、未就学児童数の推移、教育・保育施設の整備状況及び地域特性等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。本町では、ながらこども園において、0～5歳児への教育・保育を実施しています。

(1) 1号認定

満3歳以上の学校教育のみの認定を受けた就学前の児童に対して、世帯ごとの多様な就労状況や家庭の状況等に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、教育・保育を実施します。

第1期計画では、平成27年から平成29年にかけて、確保方策を上回る実績値となっており、弾力化措置による受け入れを実施しています。

■第1期計画の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①児童数【3～5歳】(人)	129	109	110	97	100
②実績値(人)	47	42	44	34	34
③確保方策(人)	40	40	40	40	40
差③-②(人)	▲7	▲2	▲4	6	6
利用率②/①(%)	36.4%	38.5%	40.0%	35.1%	34.0%

※各年4月1日現在の実績

■第2期計画の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①推計児童数【3～5歳】(人)	105	115	102	99	95
②量の見込み(人)	25	27	24	24	23
③確保方策(人)	40	40	40	40	40
差③-②(人)	15	13	16	16	17
利用率②/①(%)	23.8%	23.5%	23.5%	24.2%	24.2%

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、実績値を下回る利用ニーズが算出されています。
- 第1期計画と同様の確保方策を設定しており、実績値と同程度の利用ニーズがあった場合でも、弾力化措置による受け入れ等により、必要な事業量を確保できる見通しです。

(2) 2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の児童に対して、世帯ごとの多様な就労状況や家庭の状況等に応じた適切な保育が提供できるよう、保育事業を実施します。

■第1期計画の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①児童数【3～5歳】(人)	129	109	110	97	100
②実績値(人)	71	62	56	58	55
③確保方策(人)	110	110	110	110	110
差③-②(人)	39	48	54	52	55
利用率②/①(%)	55.0%	56.9%	50.9%	59.8%	55.0%

※各年4月1日現在の実績

■第2期計画の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①推計児童数【3～5歳】(人)	105	115	102	99	95
②量の見込み(人)	78	86	76	74	71
③確保方策(人)	90	90	90	90	90
差③-②(人)	12	4	14	16	19
利用率②/①(%)	74.3%	74.8%	74.5%	74.7%	74.7%

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、実績値を上回る利用ニーズが算出されています。
- 確保方策を90人に設定し、実績値を上回る利用ニーズがあった場合でも、必要な事業量を確保できる見通しです。

(3) 3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の児童に対して、世帯ごとの多様な就労状況や家庭の状況等に応じた適切な保育が提供できるよう、保育事業を実施します。

①0歳児

第1期計画では、確保方策を上回る実績値となっており、弾力化措置による受け入れを実施しています。

■第1期計画の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①児童数【0歳】(人)	25	37	30	34	22
②実績値(人)	1	0	4	1	2
③確保方策(人)	3	3	3	3	3
差③-②(人)	2	3	▲1	2	1
利用率②/①(%)	4.0%	0.0%	13.3%	2.9%	9.1%

※各年4月1日現在の実績

■第2期計画の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①推計児童数【0歳】(人)	30	25	26	25	24
②量の見込み(人)	4	4	4	4	4
③確保方策(人)	6	6	6	6	6
差③-②(人)	2	2	2	2	2
利用率②/①(%)	13.3%	14.0%	16.9%	14.0%	15.0%

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、第1期計画の確保方策を上回る利用ニーズが算出されています。
- 確保方策を6人に設定したことにより、実績値を上回る利用ニーズがあった場合でも、必要な事業量を確保できる見通しです。

② 1・2歳児

第1期計画では、平成28年以外は確保方策を上回る実績値となっており、弾力化措置による受け入れを実施しています。

■ 第1期計画の実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①児童数【1・2歳】(人)	67	65	65	77	76
②実績値(人)	21	25	29	39	43
③確保方策(人)	32	32	32	32	32
差③-②(人)	11	7	3	▲7	▲11
利用率②/①(%)	31.3%	38.5%	44.6%	50.6%	56.6%

※各年4月1日現在の実績

■ 第2期計画の見込み

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①推計児童数【1・2歳】(人)	60	59	64	60	60
②量の見込み(人)	35	35	39	35	35
③確保方策(人)	42	42	42	42	42
差③-②(人)	7	7	3	7	7
利用率②/①(%)	58.3%	59.7%	61.3%	58.3%	58.3%

※各年4月1日現在の見込み

【確保方策及び今後の方向性】

○調査結果からは、実績値と同程度の利用ニーズが算出されています。

○確保方策を42人に設定したことにより、実績値を上回る利用ニーズがあった場合でも、必要な事業量を確保できる見通しです。

5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

本町では、健康福祉課において、子育て家庭の保護者や妊婦等のニーズを把握し、適切な支援に努めています。

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業（か所）	0	0	0	0	0
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
その他（か所）	0	0	0	0	0

【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、健康福祉課において、子育て家庭の保護者や妊婦等のニーズを把握し、適切な支援に努めます。

○基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

○特定型

主に市町村の窓口において、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

○母子保健型

主に市町村の保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。本町では、ながらこども園に併設した子育て支援センターで実施しています。

■ 第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

■ 第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

〇引き続き、ながらこども園に併設した子育て支援センターで実施します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦が定期的に健診を受けやすくし、安全な出産を迎えるため、妊娠中必要とされる回数14回分の健診助成券を母子健康手帳交付時に配付しています。

また、自己負担額の一部を助成しています。

■ 第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診実績（人）	407	281	310	261	261

■ 第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	420	350	364	350	336

【確保方策及び今後の方向性】

〇各年度の〇歳児の推計人口×14回を見込値として設定します。

〇引き続き、事業を実施するとともに事業の充実を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。本町では、新生児訪問の中で実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実績（人）	29	31	29	21	21

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	30	25	26	25	24

【確保方策及び今後の方向性】

- 各年度の0歳児の推計人口を見込値として設定します。
- 引き続き、事業を実施するとともに事業の充実を図ります。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

本町では、新生児・妊産婦訪問指導の中で支援が必要な家庭に対し、継続的に支援しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実績（人）	0	0	0	0	0

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

- 引き続き、新生児・妊産婦訪問指導の中で、支援が必要な家庭に対し、きめ細かな対応に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。

本町及び隣接自治体には、児童養護施設等がないことから、未実施となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

○調査結果による利用ニーズはありませんでした。

○引き続き、住民ニーズや近隣自治体の状況を踏まえ、広域的な対応も含めて検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本町では、未実施となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

○調査結果による利用ニーズはありませんでした。

○引き続き、住民ニーズ等を踏まえ、対応策を検討します。



(8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園型

ながらこども園において、短時間児を対象とした一時預かりを実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人日）	408	778	799	674	674
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	318	358	318	318	318
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

- 通常保育の利用ニーズの高まりにより、実績値を下回るニーズとなっています。
- 引き続き、ながらこども園において、短時間児を対象とした事業を実施します。



②幼稚園型以外（子育て支援センター）

ながらこども園に併設した子育て支援センターにおいて、1日5名を定員とした一時預かりを実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人日）	580	364	405	462	462
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	256	220	222	218	214
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

- 通常保育の利用ニーズの高まりにより、実績値を下回るニーズとなっています。
- 引き続き、ながらこども園において、1日5名を定員とした事業を実施します。



(9) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

本町では、ながらこども園で事業を実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	13	24	25	30	28
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	26	26	25	24	24
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、実績値と同程度の利用ニーズが算出されています。
- 引き続き、ながらこども園において事業を実施します。



(10) 病児・病後児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

本町では、未実施となっていますが、こども園や保育所等に通園する未就学児童について、町外の病児・病後児保育事業を利用した際、預けた施設の利用料の一部を助成しています。

■病児・病後児保育利用料助成の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	未実施	2	35	26	26
登録者数（人）	未実施	4	8	9	16

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数（人）	18	20	22	24	26

【確保方策及び今後の方向性】

- 登録者数は年々増加しており、今後も増加することが見込まれます。
- 町内での実施体制の確保は困難ですが、医療機関や保健師等との連携強化を図り、子どもが病気の際の預かり先の拡充を図ります。



(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、小学校の空き教室及び町公共施設を活用し、長柄第一学童クラブと長柄第二学童クラブとして、町内2か所で実施しています。

■第1期計画の実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数【6～11歳】(人)		262	253	254	257	243
実績値(人)	1年生	11	25	5	20	9
	2年生	24	12	22	5	18
	3年生	20	25	11	19	5
	4年生	6	13	13	10	16
	5年生	3	4	8	11	7
	6年生	2	1	3	3	6
	合計①	66	80	62	68	61
確保方策②(人)		80	80	80	80	80
差②-①(人)		14	0	18	12	19
確保方策(か所)		2	2	2	2	2

■ 第2期計画の見込量と確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数【6～11歳】(人)		217	216	202	208	200
見込量(人)	1年生	12	9	12	13	12
	2年生	9	12	9	12	13
	3年生	13	9	12	9	12
	4年生	6	7	5	6	4
	5年生	8	5	7	4	6
	6年生	4	8	5	7	4
	合計	52	50	50	51	51
確保方策②(人)		80	80	80	80	80
差②-①(人)		28	30	30	29	29
確保方策(か所)		2	2	2	2	2

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果からは、一定の利用ニーズが見込まれており、引き続き、町内2か所による放課後の遊び及び生活の場を提供します。
- 新・放課後子ども総合プランの推進にあたって、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組むよう努めます。
- 障害のある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

○子育て家庭の実情や国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

○民間事業者等の参入意向や国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

引き続き、ながらこども園で教育・保育の一体的なサービスの提供をしていきます。

また、小学校との連携として、定期的に連絡協議会等を開催し、こども園と小学校との交流を深めるとともに、相互授業参観や新入学児童のための情報交換を行います。

さらに、小1プロブレムへの対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

第5章 分野別施策の推進

1 地域における子育ての支援

近年、核家族化や共働き世帯の増加により、子どもを安心して預けることのできる預け先や、子育てに関する相談の場、子ども・親同士の交流の場など、多様なニーズが高まっています。

調査結果によると、育休・介護休業中の母親を含めると、未就学児童の母親の約7割が就労中であり、未就労の母親においても7割強が就労を希望している状況です。

そのため、子育てをしているすべての人が安心して子育てをすることができるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

本町では、ながらこども園において、一時預かりや子育て支援センターなどのサービスを提供しています。また、小学生を預かる学童クラブも各小学校区に設置しています。

引き続き、サービスの充実に努めるとともに、保護者の個々のニーズに柔軟に対応できるよう努めていきます。

No.	事業名	担当課	事業内容
1	教育・保育事業	こども園	ながらこども園において0歳から就学前の児童を預かります。 児童の健やかな成長に向け、教育・保育を提供します。
2	一時預かり事業	こども園	家庭において保育が一時的に困難となった乳幼児を、子育て支援センターで預かり保育を実施します。
3	認定こども園短時間児の預かり保育	こども園	1号認定児で教育時間終了後の14時から16時の間預かり保育を実施します。
4	延長保育事業	こども園	2号認定児・3号認定児の短時間(16時まで保育)の児童を19時まで延長して預かります。
5	障害児保育事業	こども園	職員を加配し、受け入れをしています。 引き続き、障害児の受け入れに努めます。
6	乳児保育の促進	こども園	生後6か月から受入れています。慢性的な0歳児の定員オーバーがあるため、施設の拡充を含め検討していきます。
7	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	健康福祉課	平成22年4月に長柄小学校区内に1か所、日吉小学校区内に1か所の計2か所で実施しています。 児童の育成環境の強化、研修会等の参加による指導員の資質向上を図り、より良い環境整備に努めます。 平成31年4月から、保護者の一時的な就労日時の変更や急な入院、看護など、児童を家庭で保育することが困難となった場合の一時預かり制度を開始しました。

(2) 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実

調査結果によると、「子どもについてなんでも相談できる総合的な窓口」や「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会」を求める声が多くなっています。

また、小学生の保護者では「電話やインターネットなど匿名で相談できる機会」のニーズも高くなっており、気軽に相談することができる場所づくりが必要です。

そのため、子育て世代包括支援センターによる切れ目ない相談体制の充実を図るとともに、子育て支援の活性化や各種サービスの利用促進等に向けた多様な情報提供に努めていきます。

No.	事業名	担当課	事業内容
8	地域子育て支援センター事業	こども園	在宅の乳児及び保護者の育成に関する相談や読み聞かせ・リトミック教室・ベビーマッサージ教室等行います。事業内容については、広報を通じ町内の保護者等に周知し、子育て支援強化を図ります。
9	家庭児童相談事業	学校教育課 健康福祉課	長生健康福祉センター（長生保健所）、東上総児童相談所、及び学校等関係機関と連携し、家庭児童相談事業の充実に努めます。
10	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	千葉県スクールカウンセラー配置事業により、小中学校にスクールカウンセラーを配置しており、今後も事業の充実に努めます。
11	子育て支援ガイドブックの作成	健康福祉課	各種の子育て支援サービスが利用者に十分周知されるよう、子育て支援ガイドブックを作成・配布し、情報提供に努めます。
12	教育・保育サービスに関する情報提供	こども園	全園児世帯へ園だより他、子育て情報を配布します。子育て支援センター事業については、広報に掲載します。内容の充実とホームページ等を通じた情報発信に努めます。
13	【新規】 子育て世代包括支援センター (利用者支援事業)	健康福祉課	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から育児期までにわたる切れ目ない支援を提供します。母子手帳交付時の全数面接、乳幼児健診等の場を活用し、相談指導等を実施するなど、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。
14	【新規】 子どもの権利擁護	健康福祉課	体罰や暴力、ネグレクト等が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て支援センターや各種健診の場、教育・保育施設等を活用して普及啓発活動を行います。

(3) 児童の健全育成

地域における子どもの数の減少によって、子ども同士の交流の機会が減少していることが懸念されます。子ども同士のふれあいの中で、自主性や社会性を育むことができるよう、すべての子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくりに努めていきます。

また、本町の多様な社会資源を活用し、子どもたちの様々な体験・活動を支援していきます。

No.	事業名	担当課	事業内容
15	スポーツ等の充実	生涯学習課	サッカーやミニバス等、スポーツ少年団活動を支援し、活動の充実に努めます。
16	子ども教室、親子教室の開催	生涯学習課	子どもと保護者を対象に、公民館で教室を開催します。 ■小学生・中学生を対象： 子ども書道教室、子ども茶道教室、子ども絵画教室等 ■小学生とその保護者を対象： ふれあい教室、おはなしの広場等
17	図書室活動の推進	生涯学習課	公民館にある図書室について、広報に新刊の紹介などをし、子どもから大人まで、本に対する関心を高めるための活動に努めます。 現在の蔵書数は約 20,000 冊です。
18	子ども読書活動の推進	こども園	読み聞かせ事業をこども園内の子育て支援センターで開催し、子どもたちが本に対して親しみやすくするための活動の推進に努めます。
19	美術館・郷土資料館活動の推進	生涯学習課	平成 22 年度に史跡長柄横穴群資料館を設置しました。長柄町の歴史に関心を持ってもらうため、啓発活動や情報の発信に努めます。

(4) 経済的支援の充実

子育てには、教育費、医療費をはじめとして、多くの費用が掛かることから、その経済的負担のために、子どもを持つことを断念せざる得ない家庭は少なくないと考えられます。

また、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

本町では、医療費の助成やおむつ用ごみ袋の配付等、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めています。

今後も、子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、また、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
20	保護者負担金の無償化	こども園	3歳児から5歳児の保護者負担金及び給食の主食費の無償化を行います。
21	3号認定児の保育料等の減免	こども園	国の基準に準じて生活保護世帯、非課税世帯の無料化及び多子世帯等を対象に減免を行います。 今後も経済支援に努めます。
22	児童手当の支給	健康福祉課	家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする児童手当を、中学校修了までの児童を養育している方に支給します。 今後も国の制度に基づき児童手当の支給を実施します。
23	子ども医療費の助成	健康福祉課	平成27年度より、高校3年生までの入院及び通院に対し、医療費を助成し、個人負担を無料としています。
24	乳幼児家庭支援事業	健康福祉課	2歳未満の乳幼児がいる世帯へ、子育て支援の一環として、おむつ用ごみ袋年間50枚を無料で配付します。
25	奨学資金貸付制度の設置	学校教育課	高等学校への入学、または在学する生徒へ貸付を行っており、今後も支援に努めます。
26	子育てスタート支援金支給事業	健康福祉課	0歳から2歳未満の乳幼児のいる家庭に対して、養育費の一部を支援します。
27	病児・病後児保育利用料助成	健康福祉課	病気または感染症等でこども園や保育所等に行けず、両親等が働いており看病ができない場合、預けた施設の利用料の一部を助成します。
28	こどものインフルエンザ予防接種費用助成	健康福祉課	生後6か月から中学3年生までの子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。
29	高齢者等外出支援タクシー利用助成事業	健康福祉課	産後2か月までの妊産婦に対して、利用券により、タクシー利用料金を助成します。
30	路線バス利用促進助成制度	企画財政課	高齢者等外出支援タクシー利用助成を受けている妊産婦等に対して、路線バスの運賃を助成します。

2 親子の健康の確保及び増進

子どもの健やかな育ちのためには、親子の心身の健康状態の確保や、自らの健康に対する意識の啓発が重要です。妊産婦や乳幼児に対する健診や相談支援の充実、子どもへの食育や性の知識の普及、思春期対策、小児医療の充実等の推進に努めます。

(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて子どもが心身ともに健やかに成長することができ、保護者が安心して育児をすることができる体制の整備を図ります。

また、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進します。

No.	事業名	担当課	事業内容
31	母子健康手帳の交付	健康福祉課	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を役場担当課で随時窓口交付します。 交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦乳幼児健康診査における受診票の使い方の説明に努めます。 また、希望する方や継続的な支援が必要な方に対しては妊婦訪問等での支援を行います。
32	妊婦健康診査	健康福祉課	委託医療機関で行う妊婦健康診査（14回分）の一部を公費で負担します。 また、母子健康手帳の交付時に説明し、利活用の周知に努めます。
33	妊婦一般健康診査費用助成	健康福祉課	妊婦健康診査の自己負担額の一部を助成します。
34	新生児・産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業	健康福祉課	生後28日まで（里帰り出産は生後4か月まで）の新生児・産婦について地区担当保健師が訪問し、情報提供や養育者の相談を行います。 また、健康管理上注意すべき子ども等に対しては、継続的に訪問を実施します。
35	乳児健康診査	健康福祉課	3～6、7～8、9～11か月児を対象に、委託医療機関で行う健康診査費用の一部を助成します。母子健康手帳発行時及び新生児訪問・乳児相談の際に、医療機関委託乳児健康診査の受診勧奨を行います。
36	乳児相談	健康福祉課	4～5・7～8・12～13か月児を対象に、保健師、管理栄養士等が身体測定、育児相談、離乳食相談などを実施します。 また、4～5か月児を対象に、ブックスタート事業も同時開催します。
37	1歳6か月児健康診査	健康福祉課	1歳6か月から2歳未満児を対象に、身体測定・内科・歯科診察（フッ素塗布）、保健・栄養・歯科指導・子育て相談を実施します。

No.	事業名	担当課	事業内容
38	2歳児歯科健康診査	健康福祉課	2歳から3歳未満児を対象に歯科診察、歯科相談（フッ素塗布）を行います。
39	3歳児健康診査	健康福祉課	3歳から4歳未満児を対象に、身体測定・内科・歯科診察（フッ素塗布）、尿検査、視力・聴力検査、保健・栄養・歯科指導、子育て相談を実施します。
40	予防接種	健康福祉課	平成25年度より予防接種は医療機関での個別接種を実施しています。 今後も毎年度「予防接種ガイド」を新生児や予防接種未接種児の保護者に配付し接種率の向上や予防接種事故防止に努めます。
41	休日・夜間医療体制の充実	健康福祉課	こども急病電話相談（#8000）について、広報などに掲載し、周知に努めます。

（2）食育の推進

食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や、食事を通じた家族との良好な関係づくりが促進されるよう、乳幼児期から発達段階に応じた食育の視点を取り入れた支援に努めます。

また、基本的な生活習慣を身につけることができるよう、食に関する知識の啓発に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
42	離乳食指導	健康福祉課	乳児相談時に、離乳食の進め方について個別に指導します。
43	こども園給食の推進	こども園	給食献立の工夫及び給食時を楽しくすること等、子どもの発達に合わせた食育を実施しながら、こども園給食の充実に努めます。
44	学校給食の推進	学校教育課	給食センター方式で実施しています。 子どもの成長に必要な栄養バランスを考慮しながら献立を考えており、地産地消の推進を図り、安全安心でおいしい学校給食の充実に努めます。
45	子どもの食育啓発事業の推進	健康福祉課	行政・食生活改善健康づくり推進員などが連携し、各種教室を開催します。

（3）思春期保健対策の推進

豊かな心と健やかな体の育成を支援するため、健康診断や悩み相談などを通じた児童生徒の心身両面の健康づくりに努めるとともに、思春期における保健対策の充実に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
46	保護者への情報提供	学校教育課	保護者に対し、思春期の子どもへのかかわり方について、関係機関と連携して、学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー等からの情報提供や思春期教室の開催に取り組みます。

No.	事業名	担当課	事業内容
47	性についての正しい知識・男女の相互理解の普及	健康福祉課 学校教育課	性に対する意識や性行動の実際について、関係機関と連携したり、各学校からの聞き取りを行いながら、その現状把握に努めます。 また、教職員対象の性教育研修会への積極的な参加を呼びかけ、現在の性感染症の実態や具体的な指導事例等についての研鑽を深めます。 さらに、命の大切さについての啓発を行うとともに、男女の相互理解・協力の推進に努めます。
48	未成年者の健康影響についての教育推進	健康福祉課 学校教育課	未成年者の喫煙・薬物乱用・飲酒による健康被害についてのポスター掲示やリーフレットの配布及び小中学校においては、具体例をもとにした授業の実施等により啓発強化と規範意識の高揚に努めます。



3 子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備

子どもは次代の親でもあります。子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家族の大切さを理解できるようにするため、児童の発達段階に応じて乳幼児とのふれあい体験などの機会を確保し、父性、母性の育成を図るなど、次代の親の育成支援に努めます。

また、子どもの健やかな成長のためには、自ら考え、対応していく力を身につけていくことが重要です。

そのため、新しい学習指導要領に基づき、子どもたちが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、学校の教育環境を充実していきます。

(1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと、子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について効果的な取組みを推進していきます。

また、結婚を希望しながら、出会いの機会に恵まれない男女に対し、結婚・定住・後継者育成につなげるため、出会いの場などの充実を図っていきます。

No.	事業名	担当課	事業内容
49	学校教育における男女共同参画の推進	学校教育課	小中学校においては、社会科・保健体育・道徳・特別活動等を中心に、児童生徒の発達段階に応じて、男女相互の理解等を深める指導を推進します。 継続的な実践を通して、男女共同参画社会に関する子どもたちの理解が深まるよう努めます。
50	男女の出会いの場づくり	健康福祉課	結婚を希望しながら、出会いの機会に恵まれない男女に対し、支援に努めます。 常時、結婚相談業務を実施するほか、結婚相談所及び婚活パーティーを開催し、独身者への出会いの場を提供します。 また、町独自でなく、同じ取組をする行政間での婚活パーティーの実施を検討します。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

新しい学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力など」、「学びに向かう力、人間性など」の3つの力をバランスよく育てていくことを目指しています。

本町の将来を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、小中学校においては特別活動を要としつつ、関係機関と連携して食育の充実を図ります。食育をとおしても子どもたちに、「健やかな体」、「豊かな心」など質の高い「生きる力」の育成に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
51	学校基礎学力向上の推進	学校教育課	授業時数の確保や個に応じた指導の充実を図るとともに、指導と評価の一体化や補充学習を取り入れることで基礎基本の定着に努めます。
52	総合的な学習充実支援事業	学校教育課	地域の人材活用などを積極的に図ることができるように予算措置をし、学習内容の充実に努めます。
53	国際理解教育の拡充	学校教育課	こども園、小中学校にALTを配置して国際理解教育の充実に努めます。 また、海外交流研修事業として中学生を外国に派遣します。
54	情報教育の充実	学校教育課	ICT機器環境の整備とICT機器を活用した授業の充実に努めます。
55	福祉教育の推進	学校教育課 健康福祉課	障害や高齢による機能低下に対する偏見を取り除き、やさしさや思いやりを育むため、地域と学校が連携した福祉教育の充実に努めます。
56	障害児教育（学級）の充実	学校教育課	ノーマライゼーションを基本とし、障害のある児童生徒が、小中学校において、障害の種類や程度に応じて、適切な教育が受けられるよう、教育環境の充実に努めます。
57	子ども読書活動の推進	学校教育課	児童生徒の読解力・表現力の向上を目指し、読書活動の時間を設けたり、読み聞かせのボランティアの活用を促進します。 また、図書の計画的な購入等を実施し、子どもの読書活動の推進に努めます。
58	道徳教育の充実	学校教育課	道徳の授業時数の確保を行うとともに、児童生徒の実生活に即した題材を提示し、道徳教育の充実を図ります。 また、学校と家庭の連携を重視した双方向型の指導を推進し道徳教育の充実に努めます。
59	多様な体験活動の推進	生涯学習課	公民館事業や青少年相談員、ボランティアの協力を得て多種多様な体験活動の充実に努めます。
60	運動部活動の支援	学校教育課	学校支援ボランティアの活用を推進し、今後も活動の充実に努めます。
61	小児生活習慣病の予防	健康福祉課 学校教育課	小中学校の養護教諭や栄養士、保健師で小児生活習慣病予防検診後の指導を行うなど、小児生活習慣病の予防に努めます。
62	口腔の健康管理	健康福祉課 学校教育課 こども園	小中学校・こども園において、歯科衛生士による集団指導を実施し、今後とも口腔の健康管理に努めます。 また、フッ化物洗口事業の推進にも努めます。
63	学校運営の充実	学校教育課	学校評議員会を設置し、保護者や地域の方々の意見を幅広く聴収します。 また、学校評価を実施し、成果と課題を明らかにすることにより、学校運営全般の充実に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
64	学校支援ボランティアの活用	学校教育課	環境整備支援、教育活動支援、安全対策支援の3領域において学校支援ボランティアを活用します。
65	学校施設の整備	学校教育課	必要に応じて、学校施設整備の充実に努めます。
66	教職員の研修の充実	学校教育課	教育研究協議会の活動を通じて、今後も教職員の研修や資質向上に努めます。
67	安全管理の推進	学校教育課	小中学校に防犯カメラを設置します。 また、学校の防犯マニュアルに基づき、学校の安全管理の推進に努めます。
68	遠距離通学に対する支援	学校教育課	小学生は4km以上6km未満と6km以上に分けて、中学生は6km以上の遠距離通学者への支援を行います。
69	教職員の資質の向上	学校教育課	教職員資質向上のための研修補助を実施します。
70	こども園と小学校の連携	学校教育課 こども園	相互授業参観や運動会、教育研究協議会等を中心に連携強化を図ります。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

近年、核家族化や少子化、地域における地縁的なつながり等の希薄化によって、家庭や地域の教育力の低下が問題となっています。子どもの健やかな育ちのためには、家庭、学校、地域が一体となって、子どもの育ちを温かく見守る環境を整えていくことが重要です。

そのためには、子育て中の親やこども園、学校のみならず、青少年や高齢者を含めた一人ひとりの住民が、子どもを育てるという意識を持つ必要があり、様々な機会を通じて、家庭、こども園、地域の連携に努め、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

No.	事業名	担当課	事業内容
71	家庭教育学級の開催	学校教育課	家庭教育学級を各小中学校単位のPTAで実施します。
72	健診時の遊びの提供	健康福祉課	乳幼児健康診査時に、母親等が遊びを通して子どもとのかかわりを学ぶ機会の提供に努めます。
73	学校施設の開放	生涯学習課	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、グラウンド及び体育施設の開放（小中学校）を実施します。 また、余裕教室が生じた場合、関係機関と連携・検討し学校施設の有効活用に努めます。
74	スポーツ大会等の開催	生涯学習課	スポーツ推進委員会を中心とし各種スポーツ大会や教室を開催します。
75	幼・小・中学校PTA連合会・連絡協議会の開催	学校教育課	各学校間の連携を密にして、今後も幼・小・中学校のPTA連合会・連絡協議会の充実に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
76	体育協会活動の充実	生涯学習課	県及び関係団体との連携を密にして、体育協会活動の充実に努めます。
77	多世代交流機会の検討	こども園	地域の高齢者と園児が、行事を通し交流できる機会を作ります。 今後も充実に努めます。



4 安全で安心な子育て環境の整備

住宅や居住環境、安全な道路交通環境などの整備は、子どもと子育て家庭の日常生活の基盤であり、子育てしやすいまちづくりのために重要です。

子ども・子育て家庭をはじめとする、すべての住民が住みやすいまちとなるよう、関係機関と連携し、整備に努めます。

(1) 良好な住宅と居住環境の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することが重要です。

町営住宅において、優先入居に配慮し、住みやすい居住環境の整備に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
78	公営住宅の整備及び住宅用地の確保の推進	建設環境課	公営住宅の居住水準の向上を目指すとともに、各種機能の充実に努めます。 また、子育てを支援する生活環境の良質な住宅が確保できるよう住宅用地の供給に努めます。
79	優先入居の推進	建設環境課	公営住宅の空き家募集において、母子及び父子世帯、身体障害者世帯、及び老人世帯等の条件により優先して選考することに努めます。 平成25年度より子育て世帯、若年夫婦の入居基準を緩和しています。

(2) 安全で豊かなまちづくりの推進等

近年、子どもや子育て家庭が犠牲となる交通事故や犯罪が頻発しており、交通事故、犯罪、また、自然災害などの危険から、子どもを守る体制を充実することが求められます。

関係機関と連携し、子どもと子育て家庭が、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
80	道路の安全確保	建設環境課	交通弱者である歩行者・自転車が安全に通行できるよう、道路交通環境の整備に努めます。
81	防犯灯設置の促進	総務課	防犯灯の点検修理をし、安全な環境保持を目指します。
82	交通安全教育の推進	学校教育課	各学校で交通安全教室を開催し、児童生徒の安全確保、安全教育に努めます。
83	自主防犯活動の促進	総務課	警察、学校、自治会、防犯ボランティア等との連携強化による情報の提供・共有、防犯組合活動の促進や、防災無線の活用等により、自主防犯活動の促進に努めます。
84	パトロール活動の推進	総務課	防犯指導員、防犯パトロールボランティア、学校支援ボランティア、教師、PTAが連携し、登下校時にパトロール活動を実施します。

No.	事業名	担当課	事業内容
85	避難訓練の実施	こども園	災害発生に備え、こども園においてさまざまな災害を想定し避難訓練を実施します。 また、災害時の事前及び事後措置等、メール配信にて保護者との情報共有を図ります。
86	【新規】 交通事故防止対策の推進	総務課	町安全協会と連携し、交通安全運動の際に町主要交差点や通学路にて街頭指導を行います。
87	【新規】 登下校時の子どもの安全確保	学校教育課	下校時間帯に防災無線で周知し地域での見守りを行います。 また、不審者情報をメール配信します。

(3) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、保護者が安心して働くことができる体制づくりが必要です。

多様な働き方の実現のために、労働者、事業主、地域住民などの意識改革を推進するための広報・啓発、研修情報提供等について、国、千葉県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

No.	事業名	担当課	事業内容
88	男女の働き方の意識の是正	総務課	固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進やパンフレットの配布に努めます。 関係機関との連携により、今後も意識の是正に努めます。
89	ハローワーク等関係機関との連携	産業振興課	国県の施策事業を活用し、未就労者へ雇用の場の斡旋に努めます。
90	国、県及び農業団体、商工団体等関係団体との連携	産業振興課	パンフレットの配布、ポスター掲示等、今後も国、県及び農業団体、商工団体等関係団体との連携に努めます。

5 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭や障害児童を持つ家庭の心理的・経済的負担は大きいと考えられます。

また、近年、児童虐待の相談は増加傾向にあり、被害を受ける子どもも後を絶ちません。

そのため、支援が必要な家庭に対し、手厚い支援を行っていくとともに、児童虐待については、深刻化する前の早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携を図ります。

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

平成28年の「国民生活基礎調査」によると、子どもがいる世帯における、大人が1人の世帯における貧困率は50.8%となっており、大人が2人以上いる世帯が10.7%であることと比較すると、大半が経済的に苦しい状況であることが見て取れます。

また、ひとり親家庭は、両親ともにいる家庭に比べ、育児を分担できないことから、より子育てと就業の両立が困難な状況にあると言えます。

ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちのために、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努めていきます。

No.	事業名	担当課	事業内容
91	ひとり親家庭等の自立、就業支援	健康福祉課	児童扶養手当・母子父子寡婦福祉資金の貸付け等、各種制度の周知を実施し、ひとり親家庭等の自立、就業支援の充実に努めます。
92	ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉課	ひとり親家庭の自立を支援するため、18歳（当該児童が別に定める障害を有する場合は20歳になる誕生日）に達した最初の3月までの児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父及び児童に対して医療費の一部を扶助し、経済的支援に努めます。
93	ひとり親家庭児童入学祝金の実施	健康福祉課	ひとり親家庭児童の小中学校の入学費用の軽減を目的とし、児童1人につき5千円の祝金の支給を実施します。

(2) 障害児施策の充実

障害のある子どもが、安心して生活ができるように、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進することが必要です。

障害児の健全な発達を支援するために、関係各課との連携に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
94	療育体制の整備	健康福祉課	各種制度の周知、情報提供を実施し、国・県の指針に基づき、療育体制の整備に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
95	障害福祉サービスの推進	健康福祉課	障害児通所支援については、各種支援において日常生活及び社会生活に必要な支援、指導を実施します。また、居宅介護、短期入所等の障害福祉サービスの推進に努めます。
96	自閉症及び乳幼児の発達障害への対応	健康福祉課	長生健康福祉センター（長生保健所）及び東上総児童相談所と連携を図ります。自閉症等の相談については、専門機関などを紹介し、乳幼児の発達障害の相談については、関係機関と連携し対応することで、自閉症及び乳幼児の発達障害への対応充実に努めます。
97	身体障害児補装具給付事業の実施	健康福祉課	本事業を周知するとともに、国・県の指針に基づき、身体障害児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。
98	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	健康福祉課	本事業を周知するとともに、国・県の指針に基づき、重度障害児の状況を踏まえながら、必要な日常生活用具の給付に努めます。
99	障害児の生活支援ネットワーク化の推進	健康福祉課	障害児とその家族の状況把握や情報の収集にあたり、障害児の生活支援ネットワーク化の推進に努めます。

（3）児童虐待防止対策の充実

ニーズ調査結果において、子どもを虐待してしまったことがあると、回答した方は、「何度かある」が12.0%、「一度だけある」が2.6%で、合計すると1割強となっています。

そのような行為をしてしまった時にあれば良かったと思うものについては、「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみ」が最も多く、次いで「家族（特に配偶者）が子育てにかかわること」、「身近に相談できる場所や人がいること」となっており、子どもを預けてリフレッシュできるような体制の整備や子育てを協力し合うことのできる家族の関係づくり、相談体制の整備が重要であると言えます。

そのため、母子健康手帳交付時から、個々の家庭の抱える問題を把握し、適切な支援に努めるとともに、関係課が連携し、虐待の発生予防及び早期発見・早期対応に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
100	虐待の発生予防	健康福祉課	母子健康手帳交付時からの継続的な状況把握と支援を行うとともに、母子保健事業の際にリーフレットの配布も行い、虐待の発生防止に努めます。
101	虐待の早期発見・早期対応	健康福祉課	関係機関が協議・協力しながら、健康観察、民生委員児童委員からの情報、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
102	虐待に関する相談体制の充実	健康福祉課	被害を受けた子どもの早期発見と早期対応を図るとともに、立ち直りを支援するため、児童相談所と連携を図り、学校、民生委員児童委員、教育委員会、保健師等が相談にあたります。 また、ネットワークを活用し、関係機関との連絡を密にします。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画における多くの事業は、住民が総力をあげて取り組むべき大きな課題であるため、様々な広報活動や生涯学習等の学習機会を通じて、住民の意識啓発を推進します。

また、多様化した子育て支援に関する住民のニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側から一方的にサービスを提供するのみでは解決しません。

本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素です。子どもを含む住民と各種関係団体との連携に努め、施策を推進します。

さらに、本計画における施策・事業は、行政全般に及びます。住民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各課の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

そのため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めます。



資料編

1 長柄町子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 14 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、長柄町子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て当事者
- (5) 子育て支援当事者
- (6) 事業主を代表する者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町長が別に定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(最初に委嘱又は任命される委員の任期)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱され又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表新型インフルエンザ等対策本部員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て審議会委員	日額 7,200円
--------------	-----------

2 長柄町子ども・子育て審議会委員名簿

		選出区分		職名等	氏名
1	3条1項第1号	学識経験者		元保育所長	松本 芳子
2	3条1項第2号	教育関係者	長柄小学校長		矢部 進
3			日吉小学校長		大橋 八千代
4			学校教育課長		豊田 武文
5	3条1項第3号	保育関係者		こども園長	安田 昭子
6	3条1項第4号	子育て当事者		こども園保護者会々長	伊波 富生
7	3条1項第5号	子育て支援当事者		学童保育代表	佐川 英子
8	3条1項第6号	事業主を代表する者		塩田記念病院事務長	井上 清
9	3条1項第7号	その他町長が必要と認める者	議会議員		川嶋 朗敬
10			議会議員		本吉 敏子

3 計画策定の経過

年月日	事項	備考
平成30年12月7日	第1回子ども・子育て審議会	アンケート調査について
平成31年1月22日から 平成31年2月8日	子育て支援に関するニーズ調査の実施	
平成31年3月19日	第2回子ども・子育て審議会	アンケート調査結果について
令和元年9月～11月	教育・保育事業及び地域子ども・ 子育て支援事業の見込量の検討	
令和元年11月～12月	関係各課へ事業・施策調査の実施	
令和2年2月5日	第3回子ども・子育て審議会	事業計画（素案）について
令和2年3月6日	第4回子ども・子育て審議会	事業計画（案）について

4 町民の声（アンケート調査）

本計画の策定にあたって、平成31年に実施したアンケート調査の中で、自由記述については、40名から回答がありました。次の主な意見では、個人・特定の団体などへの誹謗・中傷を削除した上で、原文を尊重しつつ、誤字・脱字の校正や用例の統一を行いました。

また、回答者の区分として、属性（子どもの年齢・回答者の性別）を掲載しています。

（1）公園・遊び場について

主な意見
【1歳・母親】公園が少ないと思います。幼児が遊べるような公園を何か所か作って欲しいです。
【2歳・母親】土・日・祝日に家族で利用できるような、公園や遊び場が欲しい。地域の特性上、駐車場付きだと良い。
【4歳・母親】公園を充実したものにしたい。子どもが遊べる場所がないので、こども園や学校外でいっぱい遊べる公園を作りたい。遊具も色々なものがあると、たくさん遊べるので嬉しく思います。
【5歳・母親】子ども達が放課後遊べる場所がありません。広い場所、田舎ならではの自然を生かした施設や、児童館などの場所があると助かります。
【10歳・母親】子ども達の遊び場が少なく、近所で遊んでいるとうるさいと怒鳴られ、かわいそうな時があります。親も子どもも気軽に集まれる場所があると交流が持てていいなと思います。もう少し子ども達に遊び場の提供をお願いします。

（2）相談・情報について

主な意見
【0歳・母親】子育てに関して相談できるような雰囲気の良い窓口が少ないと感じます。子育てセミナーなど、他の市町村で行っている様な事を実施したら、保護者の方々の意識も変わってくるのでは、と思います。教育施設などの相談の機会があまりにも少ないと感じます。経済的支援は素晴らしいのでその方面をもう少しアピールしたら、移住する方も増えると思います。
【0歳・母親】産後、子育ては孤独を感じやすい。それは、外に出なければ家で1人になりやすいことや、仕事と違い、外部とのつながりが減り、気持ち的に落ち込みやすいことからだと考える。だからこそ、ママたちが集まりやすい環境を整えてほしい。ママやパパの心身の健康は、子どもの健康につながる。
【2歳・母親】支援センターをよく利用しますが、せっかくきれいで広くて、おもちゃもたくさんあるのに、利用する人が少ないと思います。自分達だけ、という日も結構あり、ちょっと寂しいです。もっと多くの人利用しやすいようにお知らせした方が良く思います。
【7歳・母親】子どもが小さい時は、子育て支援センターを利用して相談できたと思うのですが、大きくなって利用できないのが残念です。
【11歳・母親】教育者が、子ども一人一人に対しての個別対応ができるようにしてほしい。保護者も相談しやすい雰囲気があれば良いのと思う事はある。

(3) 学校・教育について

主な意見
【6歳・母親】小学校まで遠い家が多いので、是非スクールバスを出していただきたいと思います。
【7歳・母親】通学路が危険です。学校には改善を求めたが、利用者が少ないという理由で話を聞いてくれませんでした。事故を起こしてからでは遅いと思います、もう少し親身になって聞いてほしいです。
【8歳・母親】幼稚園や小学生だけではなく、高校生、中学生への支援ももう少しあると、子育てするにあたり、もっといい環境になっていいのではないかと思います。中学校も各地域に子どもの数が少なくなり、自転車で行くには安全な環境でなくなりつつあると思うので、そういうのを少し考えていただけたらと思う。高校も茂原方面のみの支援だけだと、子ども達の高校への進学が限られてしまう。

(4) 経済的支援について

主な意見
【1歳・母親】インフルエンザの補助金はとてもありがたいです。これからも毎年お願いします。
【1歳・母親】ケガや病気などで長期休んだりした時の、こども園の保育料の減額。
【2歳・母親】給食費を全額または半額支援してほしい（小学校、こども園、中学校）

(5) 安全・安心について

主な意見
【0歳・母親】道路を歩くと危険な所があります。パトロール強化をお願いします。
【2歳・母親】町内で、病児保育、病後児保育の対応をしてほしい。
【3歳・母親】いのししの電気柵が、道の両側に、歩道もない道ギリギリに設置されている。今後、通学路になる道に、長い距離そのような状態で設置されている。

(6) その他

主な意見
【1歳・母親】長柄町は好きですが、子育てはしにくいと思います。もっといろいろな形での情報提供、経済的支援、公団や遊び場を作っていただけると嬉しいです。よろしくお願いします。
【2歳・母親】医療費が無料なのはすごく助かっています。インフルエンザも助成金を出してくれて、他市町村ではあまりないのでありがたいです。小学生が通学する時など、もう少し地域の方が見守ってあげる事も必要なのかなと思います。
【3歳・母親】子育てをするママ同士のサークルを作ってほしい。小学生未満も料理教室がしたいです。
【3歳・母親】どちらにも当てはまらない間などがあつたので、もう少し回答しやすい項目があるといいと思いました。

主な意見
【10歳・母親】子どもができると、仕事を辞めなくてはいけなく、子育て中に仕事をさせてもらえる職場はほとんどないので、仕事を探す事が大変でした。小学校に入るまでは、時間的にも、経済的にも辛いですね。
【11歳・母親】子どもが多いと子育ての負担も多いが、期間限定と割り切って、仕事をひかえて毎日過ごしています。子育ては、目に見えない、予測できない分、家庭で不安や不満や孤立が生じてしまうもの。それをどう対処するかによって、子どもも親も生活しやすく、楽しい子育てができるのではないのでしょうか。
【12歳・母親】子どもの帰りの迎えがあり、思うように仕事ができません。町のバスを帰りの時間に合わせて出していただけたら助かります。

第2期長柄町子ども・子育て支援事業計画

発行・編集：長柄町 健康福祉課

発行年月：令和2年3月

〒297-0298 千葉県長生郡長柄町桜谷 712

TEL：0475-35-2414 FAX：0475-35-2459

町ホームページ：<https://www.town.nagara.chiba.jp/>



